

## 平成 27 年度 第 1 回動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会

日時：平成 28 年 1 月 22 日（金） 16：30～18：30

場所：TKP スター貸会議室 半蔵門 101 号室

配布資料：

- 資料 1 平成 26 年度までの検討経緯及び平成 27 年度検討内容
- 資料 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律における規制運用の見直し（法的事項）
- 資料 3 種の保存及び環境教育・普及啓発への支援策（法的事項以外）
  - 参考資料 1 過年度報告書の概要
  - 参考資料 2 認定基準の参考例
  - 参考資料 3 動植物園等における希少野生動植物種の飼養・栽培状況
  - 参考資料 4 日本動物園水族館協会及び日本植物園協会における生息域外保全等の取り組みについて
  - 参考資料 5 生物多様性保全、種の保存に関連する法体系
  - 参考資料 6 動植物園等における希少野生動植物種の譲渡し等の状況
  - 参考資料 7 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律における譲渡し規制について

---

### 議事次第

開会

1. 挨拶
2. 委員及びオブザーバー紹介
3. 平成 26 年度までの検討経緯及び平成 27 年度の検討内容について
4. 種の保存を推進するための規制運用の見直しについて（法的事項）
5. 種の保存及び環境教育・普及啓発への支援策について（法的事項以外）

閉会

委員・オブザーバー・環境省・関連省庁・事務局（順不同・敬称略）：  
座長

小宮 輝之 （元上野動物園園長）

委員

打越 綾子 （成城大学法学部教授）  
上河原 献二 （滋賀県立大学環境科学部教授）  
米田 久美子 （自然環境研究センター研究主幹）  
山本 茂行 （富山市ファミリーパーク園長）  
南川 秀樹 （日本環境衛生センター理事長）  
木下 直之 （東京大学大学院人文社会系研究科教授）  
倉重 祐二 （新潟県立植物園副園長）

オブザーバー

荒井 一利 （日本動物園水族館協会）  
飯塚 克身 （日本植物園協会）

環境省

内藤 冬美 （環境省自然環境局総務課課長補佐）  
奥田 直久 （環境省自然環境局野生生物課課長）  
中島 慶次 （環境省自然環境局野生生物課課長補佐）  
安田 直人 （環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長）  
三宅 悠介 （環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長補佐）  
登美 雄太 （環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室環境専門員）

関係省庁

荒田 芙美子 （経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室課長補佐）  
田中 理子 （経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室）  
周東 直毅 （国土交通省都市局公園緑地・景観課国営公園維持係長）  
高橋 陵子 （文部科学省生涯学習政策局社会教育課課長補佐）  
為近 雄一郎 （文部科学省生涯学習政策局社会教育課博物館振興係長）

事務局

株式会社プレック研究所

大橋 敏行 （株式会社プレック研究所顧問）  
橋口 徹 （調査部門動物調査部）  
玉井 邦治 （動植物園設計・研究センター）  
村田 和彦 （調査部門動物調査部）  
土谷 由和 （調査部門動物調査部）  
権田 和司 （動植物園設計・研究センター）

## 【資料 1】平成 26 年度までの検討経緯及び平成 27 年度検討内容

### (1) 動植物園等の公的機能推進方策のあり方についての検討経緯

#### 1) 趣旨、背景

動物園、水族館、植物園、昆虫園等、動植物を飼養栽培する施設（以下「動植物園等」という。）は、動植物を飼養して展示する施設という役割だけでなく、絶滅の恐れのある希少な動植物の種の保存、生物多様性保全に関する教育、普及啓発の場として、我が国のみならず国際的にも生物多様性保全のための重要な役割を担ってきた。

動植物園等は、博物館法に基づく登録制度の対象になっているものの、種の保存、環境教育等の公的役割を担う動植物園等を位置づける法制度は存在していない。また、すべての動植物園等が種の保存や環境教育に取り組んでいるわけではなく、狭いおりで複数の動物を飼養するなど適切な動物の生活環境を確保できない施設も存在している状況にある中、種の保存や環境教育のさらなる推進や、適切な動物飼養への改善を求める声もある。

上記の背景を踏まえ、「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会」を設置して、種の保存、環境教育等の公的機能の推進方策等について検討を行うこととする。

#### 2) 検討の経緯

##### 平成 25 年度

- ・関係機関のヒアリングを踏まえた動物園等及びその公的機能の現状と課題の整理。
- ・動物園等として望ましい園館のガイドラインの作成を課題として提起。

##### 平成 26 年度

- ・ヒアリングにおいて、多くの動物園等で生物多様性の重要性を認識し、取組を行いたいという考えを持っているが、生物多様性に関する動物園等の位置づけや支援策が無いことから事業がしにくいとの指摘。
- ・動植物園等が持つ公的機能のうち、生物多様性保全と密接に関連しつつ、支援策が少ない「種の保存」、「環境教育・普及啓発」に関する公的機能の推進を中心に検討。
- ・動植物園等の公的機能推進方策のあり方イメージを作成。

平成 25、26 年度の結果概要は【参考資料 1】参照

#### 3) 公的機能推進方策検討の基本方針

平成 26 年度までの検討において、動植物園等の公的機能推進方策を検討するにあたっての基本方針は以下のように確認された。

- ・新たな業法は作らない（動物園等の設置運営の免許化はしない）
- ・博物館法、都市公園法等との棲み分け、動物園等における公的機能の推進という視点で考える
- ・動物園と同様の機能を有する植物園、昆虫園等を含める
- ・基準を満たしたものについて認定等を行い、インセンティブ（規制緩和、補助金等）を与える。

(2) 本年度の検討事項

1) 基本的考え方

希少動植物の保全をバックアップする重要な役割を担う動植物園等

動植物園等は、これまでも希少動植物の生息域外保全と野生復帰の取組を行い、繁殖、研究、技術開発などの面から生物多様性保全に一定の役割を果たしてきた。

しかし、地方公共団体の施設では、種の保存に取り組むことが理解されにくいといった実態が報告されている。一方、『絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略』で示されたように、今後、保全対象種の増加や里地里山など保護地域外での保全が求められ、市民や自治体の参加・協力が期待されるようになる。これらのことを勘案すれば、広く社会的理解を促進するための環境教育・普及啓発は一層重要となると考えられる。

こうした意味で、動植物園等は、種の保存の取組実績を有する施設だけでなく、普及啓発に資する取組を積極的に進めようとする施設を含め、動植物園等は希少動植物の保全をバックアップする重要な役割を担う施設として期待される。

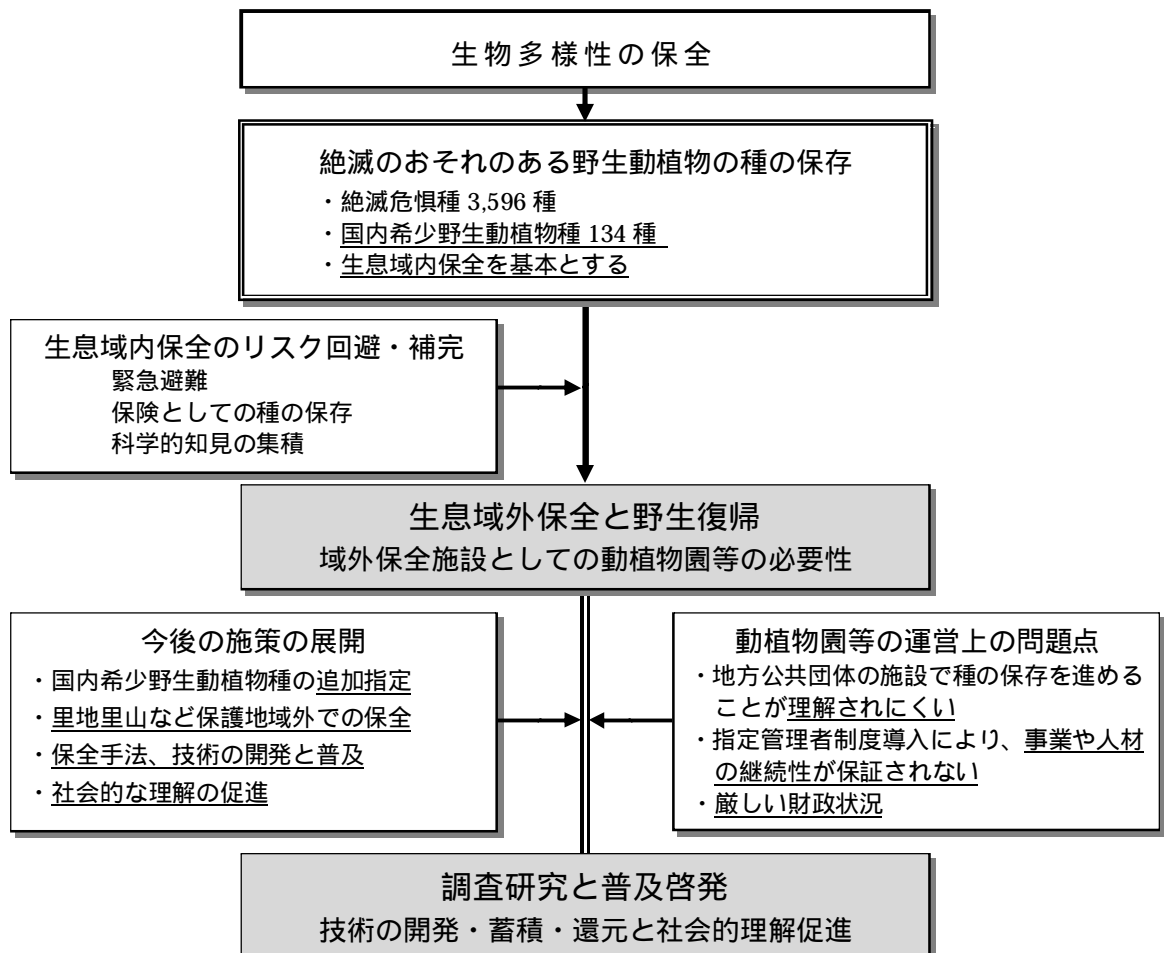


図 1 動植物園等が希少動植物の保全において期待される役割

## 動植物園等の抱える課題解決へのインセンティブとなる推進方策の2つの方向性

平成26年度に作成した動植物園等の公的機能推進方策のあり方イメージに基づく、具体的かつ実現性の見込める方向性としては、生物多様性の保全をより一層推進するため、a. 種の保存に取り組んでおり一定の基準を満たす動植物園等を法的に位置づけることで、社会的にも役割を明確化するとともに、規制運用の見直しを行うこと、b. 種の保存や環境教育・普及啓発活動に適切に取り組む動植物園等に対して、認証、表彰、各種支援等の施策を行うことの2点に整理できる。

- a. 種の保存を推進するための規制運用の見直し・・・生息域外保全の促進を図るために、一定の基準を満たす動植物園等を「認定動植物園等」(仮称)として認定し、希少野生動植物の譲渡規制の運用見直し等の特例措置を設ける。

検討会において、制度と認定基準について検討したい。

- b. 種の保存及び環境教育・普及啓発への支援策・・・希少動植物の生息域外保全、環境教育・普及啓発等の取組を適切に行っている動植物園等に対し、園館の活動を支援する各種施策を展開する。

検討会において、動植物園等の意向と実現性に配慮しつつ、認証制度、表彰制度、技術的/財政的な支援等について検討したい。

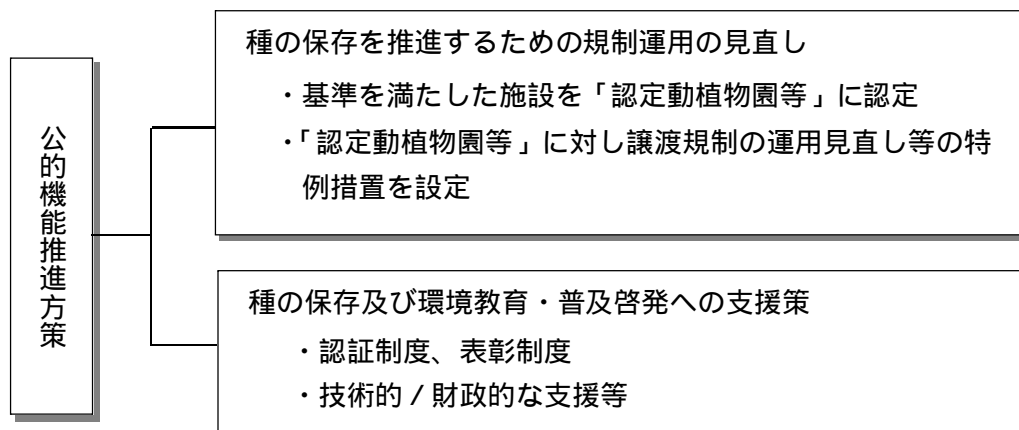


図2 公的機能推進方策の2つの方向性

### 期待される効果

動植物園等にとっては、「認定動植物園等」として環境省からの認定が得られることは、譲渡し等に際しての規制緩和が図られる他、個々の施設の対外的評価が高まる、予算獲得や人材確保の裏づけとなるなどの効果が期待される。

さらに、認証制度や表彰制度、各種の支援等を通じて、動植物園等が行う活動について、行政的、社会的認知度が上がるとともに、活動がより一層促進されることが期待される。

一方、環境省にとっては、種の保存に係る諸活動に取り組む施設が増えることにより、絶滅リスクの分散が図れる他、多くの施設が連携することによる技術の開発・蓄積、社会的理解の促進といった面での効果が期待される。

## 2) 動植物園等公的機能推進方策の骨子（仕組みのイメージ）

### 目的

動植物園等は、希少動植物の種の保存に資する飼育栽培・繁殖・研究等の諸活動、生物や自然環境に関する教育や普及啓発を行う施設として重要である。

そこで、我が国の生物多様性保全の強化のため、環境省は、一定の基準を満たした動植物園等への位置づけの付与や規制運用の見直しをはじめ、各種の支援施策を展開することを通して、動植物園等が担っている生物多様性保全に係る公的機能を一層推進する。

さらに、動植物園等が行う希少動植物の種の保存に係る取組（生息域外保全、研究、普及啓発等）が行政的、社会的認知度を上げ、地方公共団体の協力、支援が得られやすくなることを期待する。

### 対象施設の基本要件

- a. 我が国の生物多様性保全の推進に資する活動として、希少動植物の保全に係る取組（生息域外保全、研究等）や環境教育・普及啓発を行う施設であること。
- b. 動植物等を実際に飼養栽培している施設で、規模、内容、専門家の有無、活動の安定性等が適切であること。

### 公的機能推進方策の方向性

- a. 位置づけと規制運用見直し：生息域外保全等の促進を目的に、一定の基準を満たした施設を「認定動植物園等」に認定し、譲渡規制の運用見直し等の特例措置を設ける方向で見直しを行う。
- b. 支援施策：認定動植物園等に限らず、生物多様性保全に資する取組を適切に行っている施設に対し、支援施策を展開する。

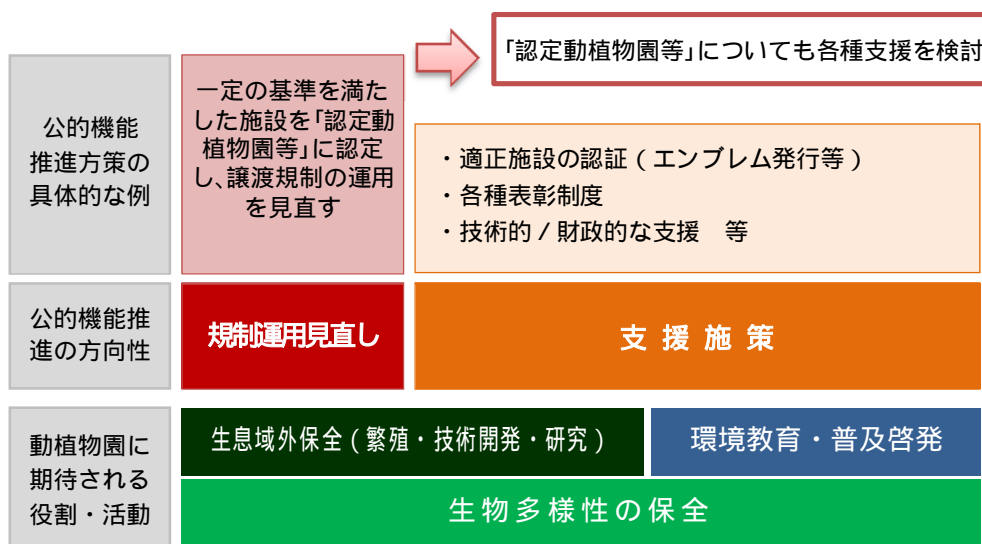


図 3 推進方策の仕組みのイメージ

## 【資料 2】種の保存を推進するための規制運用の見直し（法的事項）

生息域外保全等に取り組む動植物園等では、希少野生動植物の遺伝的多様性の維持や繁殖を目的とし、園館間で個体の貸し借りをを行う協力体制を構築している。

この中で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という）において規定している国内希少野生動植物種・国際希少野生動植物の譲渡し等については、種の保存法における譲渡規制により、譲渡し等に際しては手続きが必要なことから、生息域外保全を進める上で、弊害となる可能性がある。

また、種の保存をはじめとした動植物園等が担っている公的機能を推進するためには、社会的にも役割を明確化することが求められる。

このため、種の保存法に認定動植物園制度（仮称）を創設することにより、動植物園等の社会的な位置づけを明確化するとともに、譲渡し等の規制運用の見直しを実施することが適当である。

### (1) 現行法における譲渡規制

希少野生動植物種の個体等の譲渡し等（あげる、もらう、売る、買う、貸す、借りる）は種の保存法第 12 条によって原則として禁じられている。

ただし、次ページの図 5 に示す場合などには適用除外となる。

このうち、学術研究・繁殖などの目的で譲渡し等を行う場合は、環境大臣の許可又は届出が必要となり、目的・輸送方法・飼育栽培施設の概要・計画等を整理した申請書を地方環境事務所長宛に申請した上で、目的や条件が学術研究・繁殖となっていること、譲受人又は引取人が適当な飼育栽培施設を有し個体等を種の保存のため適切に取り扱うことができることを条件とし、許可を受けることができる。

#### 申請手続きの流れ

申請は譲渡し側と譲受け側の双方から申請書類を環境省野生生物課に提出する必要がある。申請書類については、環境省野生生物課で審査を行った上で、協議回答書又は許可証を郵送で送付する。処理期間は 1 ヶ月を標準としているが、実際には申請書の内容修正や資料の追加等により 1 ヶ月以上の時間を要する場合も多い。

なお、協議回答日又は許可日から 1 ヶ月間が、引き渡し等が可能となる期間等なる。

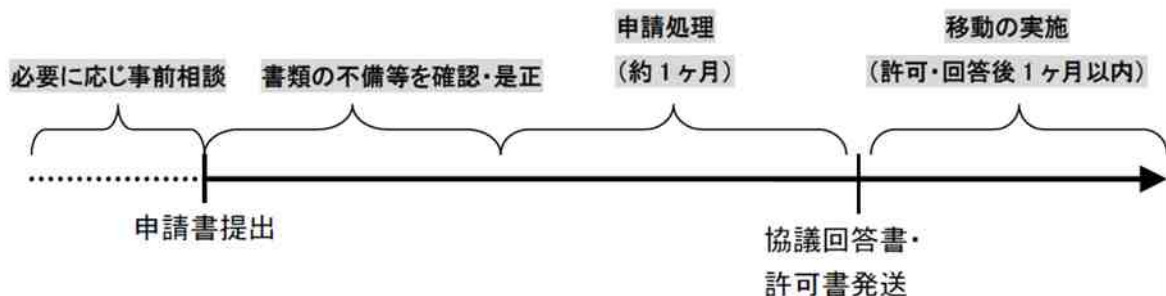


図 1 申請等の流れ

申請に必要な書類

申請を行う各施設の運営形態によって「協議書」と「許可申請書」の2種類がある。

国及び地方自治体（公立の動物園・水族館等） その他の公立施設 協議  
 民間（私立の動植物園・水族館等） 私企業、法人、個人 許可申請

譲渡し等の申請の必要書類

	譲渡し又は引渡し側		譲受け又は引取り側	
	協議	許可申請	協議	許可申請
申請書類	規定の書式 (表紙及び別紙)	規定の書式 (1枚)	規定の書式 (表紙及び別紙)	規定の書式 (1枚)
	【記載事項】 申請者(代表者)名 種名 性別 所在地 譲渡し等の目的 相手方 輸送方法(生体) 譲渡し等の予定時期 飼養にあたるもの(生体)			
添付書類	<b>移動個体の写真</b> (カラー。個体の特徴がわかるもの。) <b>移動個体の取得の経緯を明らかにする書類</b> ・繁殖証明書 ・過去の譲受け等許可書 ・輸入時の通関証明 等		<b>移動個体を飼養栽培する施設の図面及び写真</b> (生きている個体の場合のみ) <b>移動目的を明らかにする書類</b> ・繁殖計画書、種別調整者の確認書 等 ・学術研究目的等の場合はその詳細を記した書類 等	

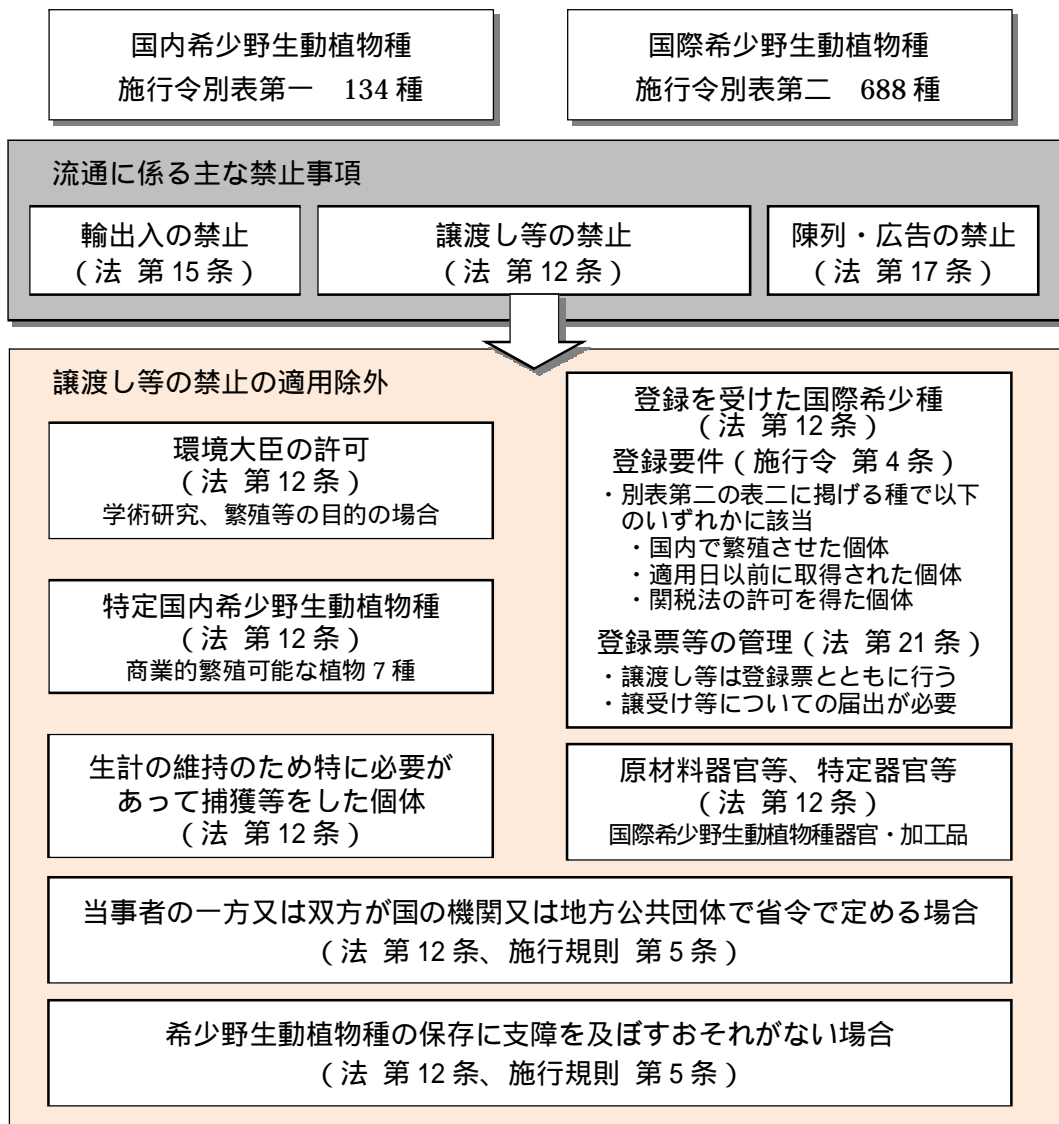


図2 種の保存法における譲渡規制と適用除外事項



- ・ 学術研究、繁殖等の目的であり**環境大臣の許可**を受けた場合（法 第 12 条）
  - ・ 教育の目的、希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的であること（施行規則 第 6 条）
- ・ **特定国内希少野生動植物種の譲渡の場合**（法 第 12 条）
  - ・ 商業的繁殖が可能である等の一定の条件を満たすものとして指定された以下の植物  
アマミデンド、ホテイヤツモリ、レブンアツモリソウ、アツモリソウ、オキナワセッコク、ハナシノブ、キタダケソウ（施行令 別表第三）
- ・ 生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として、**捕獲等をした個体等**（法 第 12 条）
- ・ **登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の場合**（法 第 12 条）
  - ・ 登録要件・・・種の保存法施行令「別表第二の表二」に掲げる種の個体で以下のいずれかに該当（施行令第 4 条）
    - 国内で繁殖させた個体等
    - 種毎に定める適用日以前に取得または輸入された個体等
    - 関税法による許可を受けて輸入された個体等で、以下のいずれかに該当  
商業的目的で繁殖された個体
    - ワシントン条約適用前に取得したことを輸出国政府が証明した個体
    - 別表第六（登録対象個体群）に定められた個体
  - ・ 登録を受けた個体等の譲渡し等を行うときは、その登録票とともにしなければならない（法 第 21 条）
- ・ 当事者の一方又は双方が**国の機関又は地方公共団体**で環境省令で定める場合（法 第 12 条、施行規則 第 5 条）
- ・ **希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合**（法 第 12 条、施行規則 第 5 条）
  1. 大学における教育又は学術研究のために譲渡し等をする場合（要届出等）
  2. 獣医師法第四章の規定による業務に伴って譲渡し等をする場合
  3. 重要文化財、重要有形民俗文化財、埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物の保存のための行為に伴って譲渡し等をする場合（要届出等）
  4. 博物館法に規定する博物館又は博物館相当施設が、当該施設における繁殖又は展示のために譲渡し等をする場合（要届出等）
  5. 土地の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りに伴い当該土地に生育している個体の譲渡し等をする場合
  6. 非常災害のため必要な応急措置として譲渡し等をする場合（要届出等）
  7. ヒグマ、アジアクログマの個体であって、鳥獣保護管理法に基づき適法に捕獲された個体又は当該個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合
  8. 次に掲げる国際希少野生動植物種の適法捕獲個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合  
ホッキョククジラ、セミクジラ属全種、シロナガスクジラ、ザトウクジラ、コククジラ、コセミクジラ、スナメリ、ミナミツチクジラ、トックリクジラ属全種、うみがめ科全種、オサガメ
  9. 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって繁殖させたものの譲渡し等をする場合  
チンチラ属全種、ニジキジ、サンケイ、カラヤマドリ、ミカドキジ、ダチョウ  
りゅうぜつらん科、きょうちくとう科、サポテン科、そてつ科、とうだいぐさ科、フォウキ  
エリア科、ゆり科、うつばかずら科、らん科、サラセニア科

## (2) 譲渡し等の実態

平成 24～26 年度の 3 年間のデータを見ると、譲渡し等の件数および主な対象種は下表のようになっている。

平成 24～26 年度における譲渡し等件数

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		3 ヶ年計	
	国内	国際	国内	国際	国内	国際	国内	国際
許可申請・協議	69	139	73	111	48	150	190	400
通知・届出	51	78	78	107	53	73	182	258
計	120	217	151	218	101	223	372	658

平成 24～26 年度の 3 年間ににおける譲渡し等の対象種上位 10 種

順位	国内希少種		国際希少種	
	件数	種名	件数	種名
1	42	コウノトリ	67	レッサーパンダ
2	35	トキ	42	フンボルトペンギン
3	33	オオタカ	37	トラ (各亜種含む)
4	23	イヌワシ	33	ワオキツネザル (きつねざる科)
5	23	タンチョウ	22	オオサンショウウオ (オオサンショウウオ属)
6	16	クマタカ	21	チーター
7	16	アユモドキ	20	チンパンジー
8	15	ハヤブサ	15	エリマキキツネザル
9	13	ツシマヤマネコ	14	タイマイ (うみがめ科)
10	12	エトピリカ	13	マンドリル

譲渡し等の目的と内容は、下のグラフに示すようになっている。

通知・届出で把握できる譲渡し等は、大学や博物館等が展示、研究・教育を目的に行う標本・器官等の譲渡し等が大部分を占めている。

一方、許可・協議で把握できる譲渡し等は、動物園等が繁殖目的で譲渡し等を行うものが約 3 分の 2 を占めており、生体のやりとりが多くなっている。

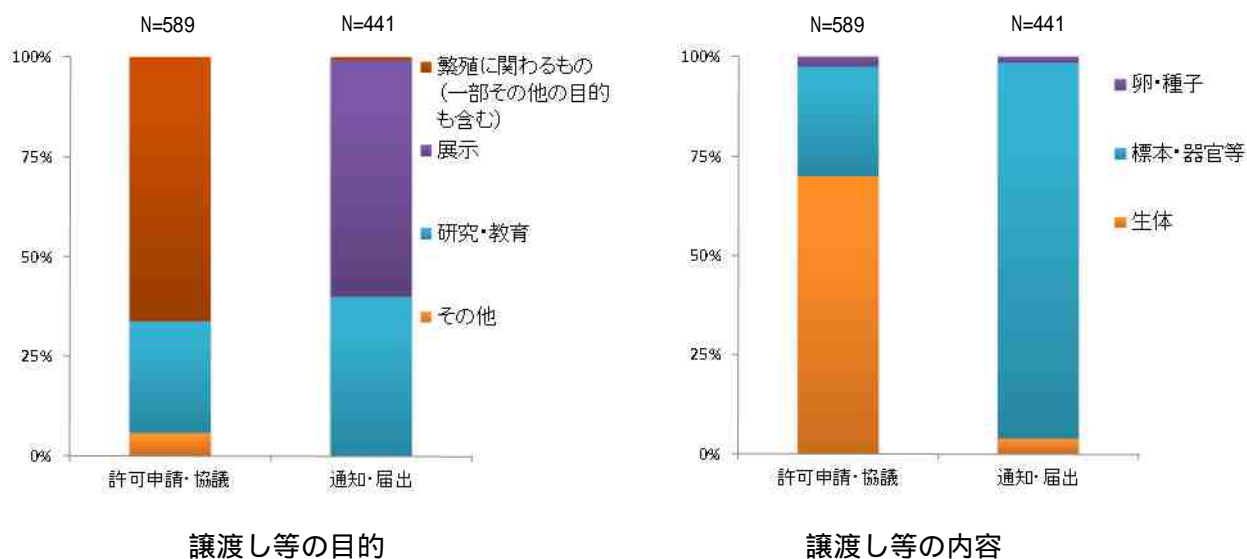


図 3 譲渡しの内訳

(3) 規制運用の見直し(案)

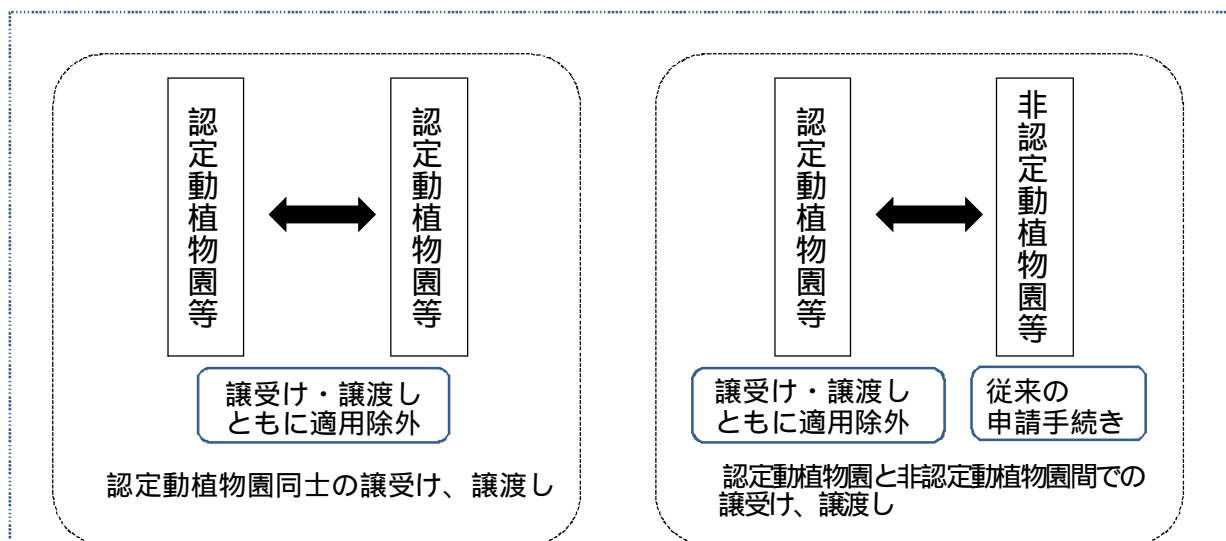
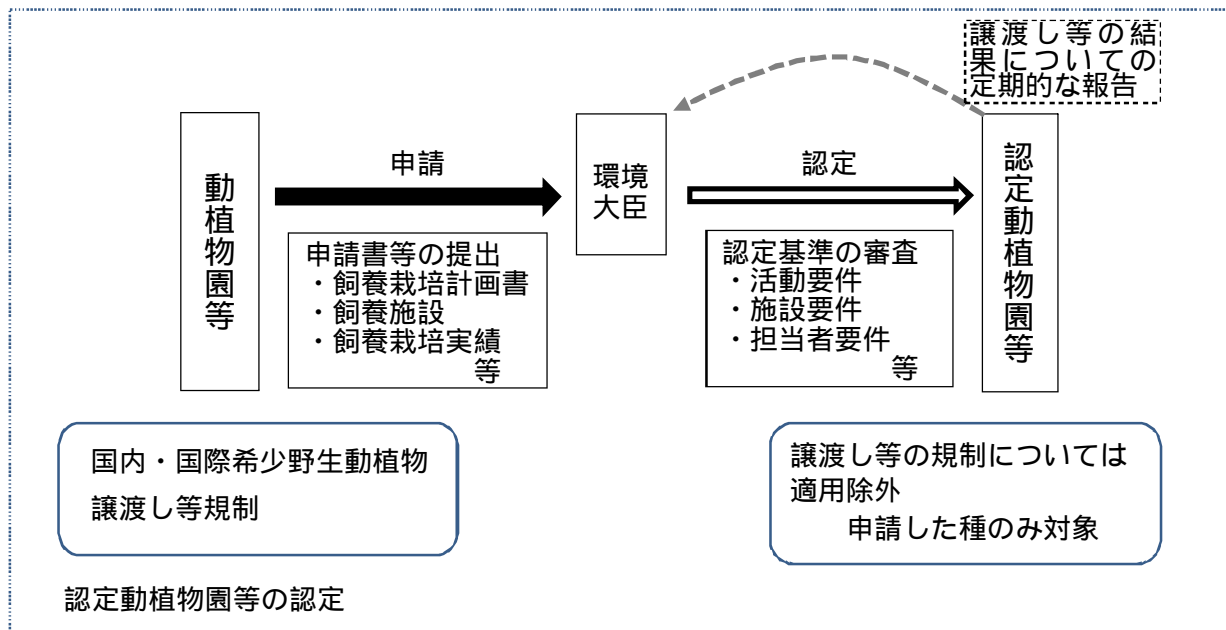
種の保存法を見直し、一定の要件を満たす動植物園等を「認定動植物園等」(仮称)として認定するとともに、譲渡規制を適用除外とする。また、認定動植物園等の責務規定を追加する。

認定を受けようとする動植物園等は申請書及び必要書類を添付して環境大臣に申請し、認定基準を満たす施設を認定動植物園等として認定する。

認定動植物園等が譲受けする場合は、譲受け・譲渡しとともに適用除外とし、認定動植物園等が譲渡す場合は、譲受け側のみ許可を求めることとする。

認定動植物園等は、認定基準を維持しなければならない。また、更新を受けなかった場合等は、認定が失効する。

認定動植物園等に対しては、譲渡し等の結果について、定期的な報告を求める。



域外保全等促進に向けた国内・国際希少野生動植物譲渡し等適用除外

図 4 規制運用見直しイメージ(1)

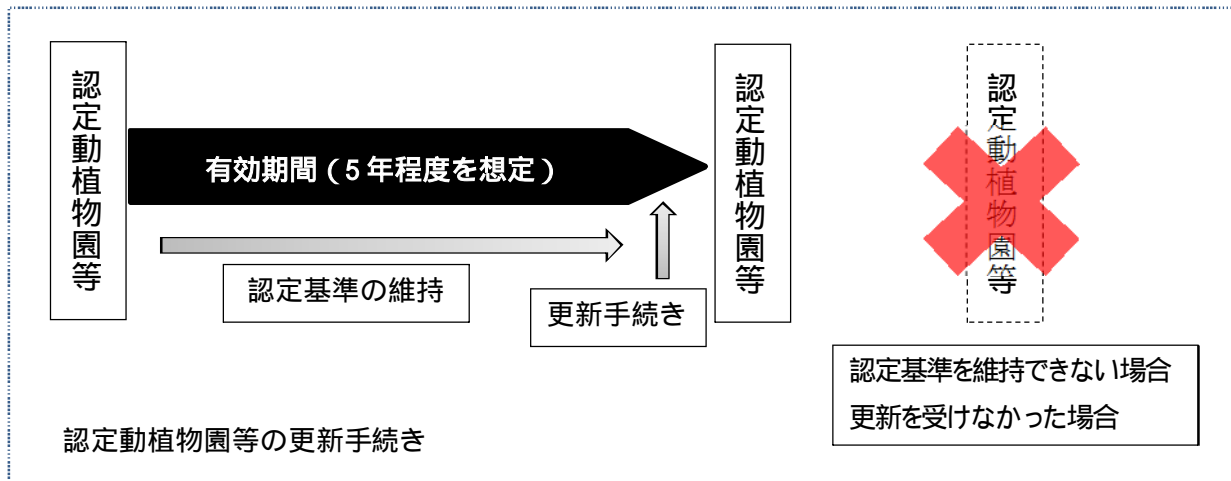


図 4 規制運用見直しイメージ (2)

(4) 認定要件と申請内容、認定基準(案)

1) 認定要件

認定を受けようとする動植物園等が “種の保存に係る取組を適正かつ確実に実施することができる” ことを評価する項目として、以下の要件が考えられる。

活動要件 (活動の内容が法の主旨に合致しているか)

施設要件 (施設として、必要な機能、経験を有しているか)

担当者要件 (希少動植物の飼養栽培、繁殖等に関する知識、経験を有しているか)

経営健全性要件 (安定・継続的に活動しうる経営的基礎を有しているか)

その他要件 (違法行為がないこと等)

2) 申請内容と認定基準(案)

動植物園等が認定を受けようとするときは、申請書に下記の必要書類を添付して環境大臣に申請する。

a. 申請者の略歴 (業務概要)

b. 法人の定款又は寄附行為、登記事項証明書

c. 「希少野生動植物種飼養栽培計画書」(仮称)(5年程度の期間を想定)

・飼養栽培を行う希少野生動植物種の一覧

・当該希少野生動植物種の飼養栽培に係る計画

・当該希少野生動植物種を飼養栽培するための施設 (図、写真等)

・当該希少野生動植物種に関する飼養栽培担当者の実績

d. 希少野生動植物種等の飼養栽培の実績 (過去3~5年)

e. 経営に要する経費の収支並びに支出の総額、内訳等

要件ごとに考えられる申請内容と認定基準（案）は下表のように整理できる。

申請内容と認定基準（案）

認定要件	申請内容（案）	認定基準（案）
活動要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養栽培を行う希少野生動植物種の一覧</li> <li>・当該希少野生動植物種の飼養栽培に係る計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的が学術研究、繁殖、教育等であること</li> <li>・商業的な譲渡は行わないこと</li> </ul>
施設要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該希少野生動植物種を飼養栽培するための施設(図、写真等)</li> <li>・希少野生動植物種等の飼養栽培の実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設として、過去に希少種等を飼養栽培した経験があること（類似種、近縁種等の実績があれば可）</li> <li>・当該希少種等の飼養栽培等に必要な機能を備えた施設を有していること <ul style="list-style-type: none"> <li>当該種が安全かつ健康に生育できる環境</li> <li>脱走・逸出防止及び脱走・逸出時の対策</li> <li>花粉等の拡散による交雑防止</li> <li>診療・検疫施設</li> <li>哺育・孵化・育すう施設 など</li> </ul> </li> <li>・施設として、種の保存法 23 条第 4 項第 1 号ロ（学歴＋実務経験）に該当する者を 3 名程度有していること</li> </ul>
担当者要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該希少野生動植物種に関する飼養栽培担当者の実績（過去 3～5 年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者は、過去に希少種等を飼養栽培した経験を有していること（類似種、近縁種等の実績があれば可）</li> <li>・担当者は、種の保存法 23 条第 4 項第 1 号ロ（学歴＋実務経験）に該当する者であること</li> </ul>
経営健全性要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の略歴（業務概要）</li> <li>・法人の定款又は寄附行為、登記事項証明書</li> <li>・経営に要する経費の収支並びに支出の総額、内訳等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養栽培等を実施するために必要な資産、経営的基礎を有していること</li> </ul>
その他要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法に入手した個体を受け入れないこと</li> <li>・種の保存法に違反して刑に処されていないこと</li> </ul>

学校教育法 に基づく大学若しくは高等専門学校において農学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以上動植物の繁殖に関する実務の経験を有するもの

### 【資料3】種の保存及び環境教育・普及啓発への支援策（法的事項以外）

法的事項以外の公的機能推進方策として、認定動植物園等に限らず、希少動植物の生息域外保全、環境教育・普及啓発などの取組を適切に行っている動植物園等に対し、各種支援施策を展開する。

支援施策の展開にあたっては、動植物園等の抱える課題解決へのインセンティブとなるよう配慮しつつ、既存制度の活用及び（公社）日本動物園水族館協会・（公社）日本植物園協会等との連携等により行うものとする。

#### (1) 生物多様性保全等の動植物園等の取り組み事例

動植物園等が取り組んでいる種の保存及び環境教育・普及啓発活動として、支援の対象となり得る取り組み事例について以下に整理する。

##### 生物多様性保全等の動植物園等の取り組み事例

取り組み例	内容	生物多様性の保全との関連性
里山を模した展示 「富山市ファミリーパーク」など	里山を模した展示施設「里山生態園」を開設し、展示を通じて里山等の身近な自然の理解や再生の取り組みなどの理解を深める活動を実施している。	展示を通じて、里山を取り巻く状況や維持管理の必要性など、現在失われつつある自然環境が身近にあることを、来園者へ訴えることができる。
保護増殖事業対象種の展示や解説 「いしかわ動物園」「上野動物園」「釧路市動物園」など	保護事象対象種である「トキ」「ライチョウ」「タンチョウ」など動物園で取り組んでいる生息域外保全の内容について、ガイド解説や展示パネルを用いて、取り組み内容を紹介している。	解説や展示を通じて、保護増殖事業の取り組みへの理解を深めるとともに、生息域外保全についての動植物園の役割についても広めることができる。
環境学習支援 「神戸市立森林植物園」など	小学校等の環境学習の場として、対象児童に園内に見られる動植物の説明や、世界の気候区分を模し栽培植物を配する展示を行っている。	環境学習支援活動を通じて、生物多様性の理解を深めることができる。

#### (2) 認証制度・表彰制度

生物多様性の保全に取り組む動植物園等の社会的評価を高め、新たに参画する契機となるなど、地方の小園館を含め動植物園等を幅広く支援し公的機能推進に資する施策を以下に整理する。

##### 認証制度・表彰制度

施策	内容	対象施設等	動植物園のメリット
認証の付与  (日動水、日植協等との連携)	適切な取組を行う施設であることを認証し、エンブレム(ロゴマーク)の使用許可を与える	希少動植物の生息域外保全、環境教育・普及啓発等の取組を積極的に推進している動植物園等	社会的ステータスが 高まる 予算獲得等の裏づけとなる可能性
各種表彰  (既存制度の活用)	環境省の既存表彰制度等を活用し、生物多様性保全や種の保存に貢献する取組や施設、個人を表彰	各種表彰制度の主旨にあった活動を行っている動植物園、担当者等で、応募要件に従って応募したもの	社会的ステータスが 高まる 担当者の士気の高揚 予算獲得等の裏づけとなる可能性

参考) 環境省と関わりのある既存の表彰制度

環境省では、環境保全に貢献する優れた取組を行った個人や団体などに対して、自然環境功労者環境大臣表彰を環境大臣名で行っている。このほか環境省が事務局を務める国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)についても、生物多様性アクション大賞として生物多様性に関係が深い活動に対して表彰を行っている。

以下に、これらの概要を示す。

「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰(環境省)

環境省では、自然環境の保全に関し顕著な功績があった者(又は団体)を表彰し、これを讃えるとともに、自然環境の保全について国民の認識を深めることを目的に、平成11年度から『「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰』を行っている。

対象分野は以下の5分野となっている。

保全活動部門

貴重な自然や身近な自然などの保全のため特色ある活動を推進した者等

いきもの環境づくり・みどり部門

地域における野鳥や小動物の生息環境の創出、あるいは日々の暮らしの中でのみどりの普及等を推進した者等(事業者、学校等を含む)

自然ふれあい部門

自然とのふれあいに関する各種活動や行事を推進した者等

調査・学術研究部門

自然環境の保全・創造や自然とのふれあいに関する調査、研究で顕著な功績がある者等

国際貢献部門

自然環境の保全・創造や自然とのふれあいに関する国際協力を推進した者等

なお、近年の受賞者数は下表のようにになっている。

近年の部門別受賞者数

	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21
保全活動部門	19件	22件	16件	14件	14件	15件	18件
いきもの環境づくり・みどり部門	6件	3件	8件	6件	4件	7件	10件
自然ふれあい部門	6件	7件	6件	8件	10件	7件	9件
調査・学術研究部門	3件	5件	8件	7件	5件	4件	4件
国際貢献部門	1件	0件	1件	0件	2件	1件	1件

生物多様性アクション大賞（「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J））

「国連生物多様性の10年日本委員会」が推進している「MY 行動宣言 5つのアクション」を参考に、5つのアクションに即した活動を表彰する「生物多様性アクション大賞」を2013年にスタートさせている。

この賞は、活動規模の大小を問わず、全国各地で行われている5つのアクションに貢献する団体・個人の取組みを表彰し、積極的な広報を行うことにより、生物多様性の主流化を目指すものである。

#### たべよう部門

環境負荷が少なく、その地域、季節の生きものたちの恵みでもある、地元でとれた食材や、旬の食材を使って地域の食文化を掘り起こす活動

#### ふれよう部門

山、海、川、動・植物園などでの自然体験を通じて、自然の中で遊ぶことの楽しさや、地域の特色、生きものの生態や面白さを実感してもらう活動

#### つたえよう部門

生きものたちのさまざまな色や形、行動を観察し、自然の素晴らしさや季節の移ろいを、写真や絵、文章などで記録・表現し、伝える活動

#### まもろう部門

豊かな生態系を未来に残すため、森・里・川・海などを舞台に、自然や生きものの調査・保全・再生や、地域文化の保存などを行っている活動

#### えらぼう部門

生物多様性のことをきちんと考えて生産・販売された商品やサービスを、その内容を開示し、消費者に提供する活動。または促進する活動

各部門から選ばれる優秀賞（各1組、活動支援金5万円）、大賞（優秀賞から1組、活動支援金30万円）のほか、復興支援賞（被災地での復興支援活動、活動支援金20万円）、GreenWave賞（植樹、森林の手入れなど自然と触れ合いつながりを学びあう活動）、セブン-イレブン記念財団賞（地域社会との協働や活性化につながる活動）が表彰される。

2015年度は、135件の応募活動の中から、井の頭自然文化園の「いきもの広場で遊ぼう」がふれよう部門の優秀賞に選ばれたほか、まもろう部門に応募した足立区生物園の「ツシマウラボシシジミ生息域外保全」が入賞している。

#### いきもの広場で遊ぼう

井の頭自然文化園

園内の一部（1,300㎡）を、身近な自然で遊びながら、生きものを探し捕まえる体験をしてもらう場として整備・活用している。生息する生きものは自然に集まってくる生きものであり、生きものを見せるのではなく、見つけてもらうことを目的としている。



#### ツシマウラボシシジミ生息域外保全

足立区生物園

環境省と日動水の協定に基づき、ツシマウラボシシジミの生息域外保全の活動を行っている。累代飼育技術を確立させ、生息地で野生絶滅が起きた場合に備えるとともに、環境回復地点への野生復帰用集団の確保を目的とした生息域外保全に取り組んでいる。





(3) 技術的 / 財政的な支援

特に重要性や緊急性等が高い取組を支援し、生息域外保全等の取組の一層のレベルアップに資する施策を以下に整理する。

技術的 / 財政的な支援

施策	内容	対象施設・取組	動植物園のメリット
技術的 / 財政的な支援	各種情報の提供、専門家を含めた連携体制構築、財政的な支援等	一部の国内希少野生動植物種の生息域外保全や押収された希少野生動植物種の飼養栽培等	生息域外保全のレベルアップに繋がるとともに、インセンティブになりうる

## 参考資料 1 過年度報告書の概要

### (1) 平成 25 年度報告書の概要

平成 25 年度には、「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会」を設置し、関係者からのプレゼンテーション及び個別動植物園等へのヒアリング調査を踏まえて、動植物園等の公的機能の現状と課題について、次の 3 項目の観点からとりまとめている。

種の保存・生物多様性保全の推進

環境教育・普及啓発の実践

動物愛護管理（植物園を除く）・・・動物福祉（空間・衛生面等）の面からの問題

さらに、調査検討のまとめとして、以下のような方向性を示すとともに、より具体的な推進施策について引き続き検討する必要性を述べている。

#### ・より望ましい動植物園等の考え方の整理

考え方に合致する動植物園の活動を促進する施策

合致しない動植物園等のより望ましい動植物園への誘導

→ 先進的取組を行っている動植物園等の評価

・動植物園等に期待する公的機能の内容について再検討

・公的機能推進にかかるガイドラインの策定、モデルづくり

・公的機能の取組を促す法制度の検討

### 動植物園等の公的機能の課題

報告書では、3 項目の観点からの課題の前に「動植物園等の運営について」という項目を立てており、その内容を整理すると以下のようにまとめられる。

生物多様性保全の取組を推進する目的意識や動機付けに欠ける

施設の設置目的としてレクリエーション、社会教育、観光の面が強い

法的位置づけがなく、設置主体にモチベーションが与えられない

種の保存、生物多様性保全は成果が不確実で評価が難しい

人材の確保、育成が難しくなっている

契約の継続が保証されない指定管理者制度の導入

財政面から施設の更新も困難になっている

設備の更新時期になっても利用者数の低迷や財政難から予算化しづらい

生育環境維持のためのエネルギー消費が経費の多くを占める

海外では、民間の資金を活用する仕組みが構築されている

(2) 平成 26 年度報告書の概要

平成 25 年度調査では、検討会での検討において

- ・ 公的機能を担う動植物園等の（法的）位置づけの必要性
- ・ 公的機能を推進する仕組み（支援策）の必要性が指摘された。

公的機能を推進する仕組みは「一定の水準を満たした場合に認定し、認定された施設が活動を展開しやすくするもの」と想定されることから、平成 26 年度は以下の調査を行った。

- ・ 既存の類似認定制度に関する調査
- ・ 動植物園以外で公的機能を持つ施設の事例調査

なお、報告書では、動植物園等が生物多様性推進のための活動を行う際の課題について、以下のように整理している。

動植物園等が生物多様性推進のための活動を行う際の課題一覧

課題分類	課題
位置づけ	生物多様性保全活動の位置づけの欠如
	継続性の担保が困難
	研究の位置づけがない
	法律上の区分が的確でない
手続き	国内法における手続きが煩雑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 希少種の採取、捕獲、移動</li> <li>・ 希少種の緊急避難、野生復帰</li> <li>・ 品種の現状変更</li> <li>・ 傷病鳥獣の保護、飼養</li> </ul>
	外来生物の展示の手続きに時間を要する
	海外からの輸入の手続きが煩雑
展示する動植物の確保 （手続き以外の課題）	展示動物を海外に求める際に、高い飼養環境を求められる。
	繁殖するための個体の確保が困難
人材不足・人材育成	技術を持った人材の不足
	啓発のための人材不足
協力体制	専門機関との研究協力体制が不十分
	ネットワークの不足
	民間の愛好家の技術・情報をつなぎとめる制度がない
経営	展示施設・設備の整備が困難
	施設・設備の不足
	普及啓発と集客の両立が困難
	レクリエーションと動物福祉間で軋轢がある
	予算の不足 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病鳥獣保護のための予算</li> <li>・ 域外繁殖のための予算</li> <li>・ 企画展示の予算</li> <li>・ 研究のための予算</li> </ul>

また、動植物園等が持つ主な公的機能と活動例を下表のように整理している。

動植物園等における生物多様性保全に資する取組と公的機能の関係

公的機能	生物多様性に関連が強い活動の例		
種の保存	域外保全	収集・保存	生殖細胞の凍結保存、種子の低温保存 種子収集（植物園） 大学等からのコレクションの受け入れ（植物園）
		飼育・育成・繁殖	健康の維持 品種の維持・繁殖 国際的機関への登録
	域内保全	生息地の保全	環境改善活動（火入れ、草刈り、森林管理、巣箱かけ、給餌施設等）
		外来生物対策	防除活動 市民からの受け皿（譲受）
	域外保全 域内保全 のどちらにも関係	傷病鳥獣受入（動物園、水族館）	傷病鳥獣の治療、馴化訓練、放鳥・放獣、終生飼養（バックヤード飼養等）
		野生復帰	野生復帰前提の飼育法導入（バックヤード飼育等） 馴化訓練
環境教育 普及啓発	生体（生態）展示と啓発		生体（生態）展示 種名表示、施設内での解説掲示、スタッフによる口頭説明 パンフレットやウェブサイトでの情報発信等
	生物多様性の推進に関する普及活動		生物多様性に関する企画展、シンポジウム等 希少種等を扱った動物教室、希少種等の野外観察会等
	生物多様性の推進に関する人材育成		スタッフの養成カリキュラム、ボランティアの育成 飼育繁殖技術向上のための技術指導、情報交換
	連携		域外保全のためのシステムへの参画（例：植物多様性拠点園ネットワークへの参画） 国際連携・国際協力
レクリエーション	自然との触れ合いの場及び機会の提供等		
調査研究	生物多様性に関する研究		希少種等の飼育育成繁殖手法の研究 生態に関する研究 動物のエンリッチメントに関する研究（動物園、水族館） 植物分類学（植物園） 外来種の管理手法（防除等）の研究開発
	生息環境のモニタリング・調査		域内保全のための生息環境のモニタリング・調査

2 ヶ年にわたる調査検討と、検討会で出された意見を勘案し、動植物園における公的機能推進のための方策骨子として、以下のように「公的機能を推進する仕組みのイメージ」を示している。

### 公的機能を推進する仕組みのイメージ

目的：動植物園等において生物多様性保全に資する取組を推進すること

対象：活動内容・・・我が国の生物多様性保全の推進に資するもの

施設・・・施設規模・内容、専門家の有無、活動の安定性等の面で適切であること

推進方策： 行政の連携・支援が受けやすくなるよう、動物園等が行う生物多様性保全の活動に何らかの位置づけを与える

一定の水準を満たした取組を行っている動植物園等に対して以下の措置を行う

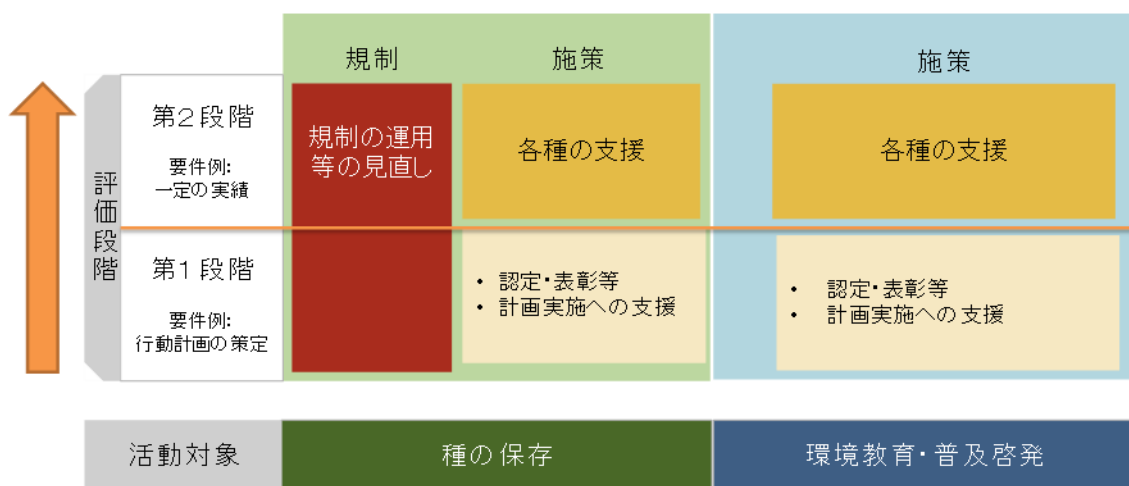
a 規制の運用等の円滑化

b 国による対象活動の評価、実績に応じた国による各種支援や民間との連携促進

評価：運用の見直し適用の場合、個々の規制の主旨、目的、制度に反しないよう選定  
その他の支援の場合、取組レベルに応じて段階的な評価基準を検討

第1段階：生物多様性保全に資する活動の計画策定、取組むことの宣言

第2段階：取組の実績



推進方策の仕組みのイメージ図

### 今後検討が必要な事項

- ・ 評価基準の具体的な検討
- ・ 推進方策の具体的な検討
- ・ 評価のプロセス
- ・ 活動が活発化するために必要な工夫、注意すべき事項

## 参考資料2 認定基準の参考例

### (1) (公社)日本動物園水族館協会の新入会員の入会審査

日動水では、入会を申し込んだ園館に対し、選考委員会（ブロック代表理事を含めた3名以上）が資格審査基準により現地を調査、採点して合否を決定している。

資格審査の項目は以下の8項目であり、5段階評価で平均点3点以上が合格となる。

1. 設立の意図及び運営方針が審査基準に合致していること
2. 健全なレクリエーション施設であること
3. 教育的活動が行われていること
4. 動物の飼育は展示動物等の飼育保管に関する基準に合致していること
5. 野生生物の保護に協力していること
6. 研究活動が行われていること
7. 報告、会合の義務負担ができること
8. 規模の内容が活動に支障がないこと

各審査項目のより具体的な審査基準は以下のように示されている。

#### 資格審査の統一基準

1. 設立の意図および運営方針について
  - (1) 社会教育を目指していること。
  - (2) 恒久施設として建設されていること。
  - (3) 運営は営利本意でなく、社会教育施設にふさわしい節度があること。
2. 健全なレクリエーション施設について
  - (1) 快適なレクリエーションの場になるよう心がけている。
  - (2) 職員は待遇について、適切な教養を身につけている。
  - (3) 観覧場、通路、順路は、整備されている。
  - (4) 休憩所、広場、便所、水呑場は、整備されている。
  - (5) 案内所、救護室は、整備されている。
  - (6) 軽飲食店、売店は、整備されている。
3. 教育的活動について
  - (1) 動物の展示方法は教育的配慮による一定の方針をもち、それを目指し常に整備されている。
  - (2) 展示動物には、ラベル等の解説がほどこされている。
  - (3) 園内の指導標や解説案内などが整備されている。
  - (4) 案内図、解説書等印刷物が用意されている。
  - (5) 資料展示室が整備されている。
  - (6) 講堂、集会場が整備されている。
  - (7) 学芸員又は学芸員に相当する職員がいる。

- 4．動物の飼育は展示動物等の飼養保管に関する基準に合致していることについて
- (1) 動物飼養者は協会飼育技師資格認定者と同等以上の経験技術を有している。
  - (2) 動物舎は動物が安全かつ健康に生育できる環境を備えている。
  - (3) 展示動物については、飼育者が日常安全かつ便利に飼育管理ができるようになっている。
  - (4) 利用者が安全に観覧できるよう配慮されている。
  - (5) 危険防止上の施設の構造がよい。
  - (6) 脱出時の対策をたて脱出事放防止につとめている。
  - (7) 非常災害時における対策が整備されている。
  - (8) 動物診療施設、検疫施設が整備されている。
  - (9) 哺育、ふ化、育すう施設が整備されている。
  - (10) 飼料調理室、同倉庫が整備されている。
  - (11) 汚物、汚水、騒音、臭気等の処理で、自ら公害発生源にならないよう、生活環境の保全につとめている。
- 5．野生動物の保護について
- (1) 自然保護に関する各種法律、法規、申し合わせ事項、国際的アppeール等が守られている。
  - (2) 要保護動物を収容した場合は、飼育に万全を期し、その繁殖に努力している。
  - (3) 地域社会内における自然保護問題について協力している。
  - (4) 自然保護に関連のある各種団体と、たえず密接な連携を得るよう努力がなされている。
- 6．研究活動について
- (1) 動物の飼育、展示法などについて、専門的技術的な調査研究がなされている。
  - (2) 図書、研究資料類が充実している。
  - (3) 専門職員の資質向上がたえずはかられている。
  - (4) このための時間的、経済的考慮がなされている。
  - (5) 展示動物の台帳、カードが整理保存されている。
  - (6) 飼育管理日誌がつけられている。
  - (7) 研究室、図書室が整備されている。
- 7．報告等義務の負担について
- (1) 月報、年報、その他の調査について、遅滞なく資料の提出ができること。
  - (2) 園館長協議会、研究会、講習会等、協会が行う会合に、担当者を参加させることができること。
  - (3) ブロック内各種会合の会場担当ができること。
- 8．規模について
- (1) 概ね動物園、水族館活動に支障がないと認められる内容を備えていること。

## (2) (公社)日本植物園協会の新入会員の入会基準

日植協では、入会を希望する園に対し、所定の入会申込書に施設概要、定款、会社案内等の資料を添えて提出することとしている。

施設概要等は入会を希望する施設・団体・法人の内容がわかるものとして以下の資料を例示している。

- ・ 植物園の所在地、平面図
- ・ 園地、温室等の施設概要
- ・ 所有の植物種、本数（植物リスト）
- ・ 管理運営組織（概略）

なお、植物園の健全な発達をはかり、その水準の向上に資することを目的に、日植協の正会員たる植物園の設置及び運営に関する基準として、規模、資料、職員、教育活動、管理について以下のように定めている。

### 植物園の設置及び運営に関する基準（指針）

#### （目的）

- 1 公益社団法人日本植物園協会の正会員たる植物園の設置及び運営に関する基準を定め、植物園の健全な発達をはかり、その水準の向上に資することを目的とする。

#### （定義）

- 2 「植物園」とは、国及び地方公共団体若しくは法人、個人の設置する植物園、又はこれと同等と認められる施設をいい、その設置の目的によって「総合植物園」「専門植物園」とする。「総合植物園」とは、観賞を通じて植物に関する知識をたかめ、自然に親しむ心を養うために、主として多数の植物を収集、育成、保存し、あわせて学術研究等に資する植物園をいう。「専門植物園」とは、特定の目的のために、主として特定の植物を収集、育成、保存して展示する植物園、もしくはこれに類する施設をいう。

#### （設置の基準）

- 3 植物園を設置しようとするときは自然環境、文化的環境、交通事情などを考慮してその位置を定め、植物園施設の配置、外観等は努めて自然との調和を保ち、すぐれた自然景観を生かすように計画しなければならない。
- 4 植物園の敷地面積は総合植物園にあつては20ヘクタール以上、専門植物園にあつては0.3ヘクタール以上を標準とする。
- 5 一つの植物園に植物園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、総合植物園にあつては当該植物園面積の100分の7以内を標準とする。

#### （資料）

- 6 植物園が展示する植物の数は総合植物園にあつては1,500種以上、専門植物園にあつては500種以上とする。
- 7 植物はすべて生きたまま展示するのを原則とする。ただし、保存、研究、又は屋内展示のためのものはこの限りではない。



8 植物園は植物に関する図書、文献資料及び調査研究資料を収集整理し、特に展示する植物については、目録、解説書等を作成し、必要に応じて閲覧に供することがのぞましい。

(職員)

9 植物園には所要の事務系、技術系職員を置き、園長は植物園に関し、豊かな知識と経験を有する者とする。

(教育活動)

10 植物には原則として植物名・科名等所要の解説を記したラベルをつけ、生態展示、分類展示・課題展示など、目的にそった、わかりやすい展示方法を採用して、観覧者の知識をたかめるように努めなければならない。

11 植物園は常設展示のほか・季節に応じて臨時に収集した植物の特別展示を行い、観覧者の植物に対する理解を深めるように努めることがのぞましい。

12 植物園はその所在地付近の植物に常に深い関心を持ち資料を整備すると共に、努めて新しい植物を収集し、その保存、増殖をはかって植物園間の相互努力、及び植物交換等を行うものとする。

13 植物園は学校その他の社会教育施設、関係諸団体等と密接に提携し、友の会を組織する等自然愛護、園芸愛好、植物に対する関心をたかめるための各種の普及活動を活発に行うことがのぞましい。

(管理)

14 植物園は公開を原則とする。ただし、管理上支障がある場合又は保存上必要がある場合に限り、当該植物園の一部の区域又は施設を非公開にすることができる。

15 植物園の開園日数は、特別の事情がない限り年間を通じて250日以上とする。

16 植物園は展示植物や自然景観の保護上支障があると予想される場合は、当該植物園内における同時在園者の数を制限する措置をとることができる。

17 植物園は展示植物を販売してはならない。入園者の利便のために植物等の頒布を目的とする売店を設ける場合においては、売場又は出入り口は、植物園の主な植物展示の場所と区別しなければならない。

### (3) 種の保存法に基づく保護増殖事業の確認・認定

種の保存法に基づく保護増殖事業について、地方公共団体及び民間団体は、環境大臣の確認・認定を受けて事業を実施することができる。

確認・認定を受けようとするときは、事業計画書を添付して申請する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則

(保護増殖事業の認定の申請)

第三十三条 国及び地方公共団体以外の者は、法第四十六条第三項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
- 二 保護増殖事業を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、保護増殖事業の事業計画書及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者の略歴を記載した書類（法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類）
- 二 法人にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類

(認定保護増殖事業等)

第四十六条 国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、その行う保護増殖事業であってその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについて、環境大臣のその旨の確認を受けることができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合している旨の環境大臣の認定を受けることができる。

4 環境大臣は、前項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第四十八条第二項又は第三項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする

事業計画書への記載事項は以下の項目となっている。

事業の目標

事業の内容

過去3年間の事業実績（収支決算書、事業報告書）

事業に関する費用の総額・内訳・調達方法

事業の実施期間及び工程

生息地等で事業を実施する場合

事業実施区域の状況等（図面、地権者の同意書）

飼育繁殖をしようとする場合

飼育繁殖施設の所在地・規模・構造（図面、写真）

取扱者（経歴） など

上位計画の有無

関連法令の有無

参考資料3 動植物園等における希少野生動植物種の飼養・栽培状況

(1) (公社)日本動物園水族館協会所属園館における希少野生動物種飼育状況

日動水所属園館の希少野生動物種の飼育種数(2012年12月現在)

動物園水族館名	国内種	国際種
円山動物園	7	37
旭山動物園	8	17
おひひろ動物園	3	7
釧路市動物園	9	12
弥生いこいの広場	0	0
大森山動物園	5	20
盛岡市動物公園	4	9
八木山動物公園	8	23
宇都宮動物園	2	13
那須どうぶつ王国	3	5
桐生が岡動物園	0	5
群馬サファリ	0	14
かみね動物園	1	19
大宮公園	1	6
埼玉県子ども動物自然公園	4	35
東武動物公園	3	22
狭山智光山動物園	0	4
さいたま市大崎公園子供動物園	0	0
上野動物園	8	49
多摩動物公園	10	28
井の頭文化園	6	6
大島公園動物園	3	5
羽村市動物公園	2	17
江戸川区自然動物園	2	9
足立生物園	0	6
千葉市動物公園	4	26
市川市動植物園	0	10
夢見ヶ崎動物公園	0	16
野毛山動物園	3	21
金沢動物園	2	10
ズーラシア	3	30
小田原動物園	0	0
市原ぞうの国	1	19
遊亀公園動物園	0	14
富山市ファミリーパーク	5	12
高岡古城公園動物園	0	2
いしかわ動物園	4	18
鯖江市西山動物園	1	4
小諸動物園	0	6
須坂市動物園	1	6
茶臼山動物園	1	15
飯田動物園	2	5
大町山岳博物館	0	0
楽寿園	0	3
富士サファリ	0	14
伊豆アニマルキングダム	1	11
シャボテン公園	0	13
バナナワニ園	0	14
日本平動物園	2	30
浜松市動物園	3	33
豊橋総合動植物公園	6	23
東山動物園	5	63
モンキーセンター	0	22
豊田市鞍ヶ池公園	0	3
岡崎市東公園動物園	0	3
京都市動物園	4	27
和歌山公園	1	3
アドベンチャー	1	25
みさき公園	3	8
天王寺動物園	5	40
五月山動物園	0	0
王子動物園	2	29
神戸どうぶつ王国	0	0
姫路動物園	3	17
姫路セントラルパーク	0	18
淡路ファームパーク	0	1
池田動物園	0	20
安佐動物公園	5	26
福山動物園	1	16
徳山動物園	2	15
秋吉台サファリ	1	11
常盤公園	1	6
徳島動物園	0	15
とべ動物園	4	38
わんぱく	2	11
のいち動物公園	0	14

動物園水族館名	国内種	国際種
到津の森公園	1	17
福岡市動物園	6	27
大牟田動物園	0	7
鳥類センター	2	9
海の中道動物の森	0	2
九十九島動植物園	2	16
長崎バイオパーク	0	10
アフリカンサファリ	0	9
熊本市動植物園	3	22
宮崎市フェニックス自然動物園	1	14
平川動物公園	2	29
沖縄こどもの国	2	16
ネオパーク	1	6
小樽水族館	0	3
稚内市立ノシャップ寒流水族館	0	2
サンビエ水族館	0	2
登別マリナーパークニクス	0	2
サケのふるさと千歳水族館	0	0
浅虫水族館	0	3
男鹿水族館GAO	0	1
加茂水族館	0	2
アクアマリンふくしま	3	5
アクアワールド・大洗	1	3
鴨川シーワールド	2	4
さいたま水族館	1	3
サンシャイン水族館	0	7
葛西臨海水族園	2	2
しながわ水族館	0	1
エプソンアクアパーク品川	0	0
よみうりランド	0	0
すみだ水族館	0	0
油壺マリナーパーク	2	7
新江ノ島水族館	0	0
八景島シーパラダイス	0	0
ながわ水遊園	1	2
富士湧水の里水族館	0	0
マリニピア日本海	0	3
上越水族博物館	0	4
寺泊水族博物館	0	0
魚津水族館	0	3
のとじま水族館	0	5
越前松島水族館	1	4
三津シーパラダイス	0	3
あわしまマリナーパーク	0	3
下田海中水族館	0	3
東海大海洋博物館	0	0
アクア・トぎふ	3	4
竹島水族館	0	2
南知多ビーチランド	0	7
碧南海浜水族館	1	2
名古屋港水族館	0	4
琵琶湖博物館	4	1
宮津水族館	1	1
京都水族館	0	3
鳥羽水族館	0	9
志摩マリランド	2	7
二見シーパラダイス	0	4
串本海中公園	0	4
大阪・海遊館	0	5
須磨海浜水族園	2	12
城崎マリワールド	0	3
姫路水族館	2	5
玉野海洋博物館	0	0
宮島水族館	1	6
海響館	0	3
しまね海洋館	0	3
宍道湖自然館	1	1
桂浜水族館	1	5
足摺海洋館	0	2
虹の森公園おさかな館	0	3
マリニワールド海の中道	0	5
水族館「うみたまご」	0	3
かごしま水族館	0	3
長崎ペンギン水族館	0	5
沖縄美ら海水族館	0	6

国内希少野生動物種の飼育園館（2012年12月現在）

選定基準	動物種(和名)	飼育動物園	
		園館数	園館名
国内	ツシヤママネコ	8	盛岡市動物公園、ズーラシア、東山動物園、富山市ファミリーパーク、京都市動物園、福岡市動物園、九十九島動植物園、沖縄こどもの国
	シジウカラガン	10	旭山動物園、釧路市動物園、八木山動物公園、埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、多摩動物公園、井の頭文化園、千葉市動物公園、安佐動物公園、福山動物園
	エトピリカ	4	アクアマリンふくしま、アクアワールド・大洗、鴨川シーワールド、葛西臨海水族園
	ウミガラス	2	アクアマリンふくしま、葛西臨海水族園
	コウノトリ	13	大森山動物園、八木山動物公園、埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、多摩動物公園、井の頭文化園、江戸川区自然動物園、ズーラシア、豊橋総合動植物公園、富山市ファミリーパーク、天王寺動物園、福岡市動物園、九十九島動植物園
	トキ	2	多摩動物公園、いしかわ動物園
	キンバト	1	熊本市動植物園
	アカカシラカラスバト	2	上野動物園、多摩動物公園
	オオタカ	19	円山動物園、旭山動物園、おびひろ動物園、釧路市動物園、盛岡市動物公園、八木山動物公園、宇都宮動物園、上野動物園、野毛山動物園、飯田動物園、豊橋総合動植物公園、富山市ファミリーパーク、いしかわ動物園、天王寺動物園、姫路動物園、安佐動物公園、秋吉台サファリ、とべ動物園、宮崎市フェニックス自然動物園
	イヌワシ	9	円山動物園、大森山動物園、盛岡市動物公園、八木山動物公園、那須どうぶつ王国、多摩動物公園、千葉市動物公園、いしかわ動物園、天王寺動物園
	オジロワシ	18	円山動物園、旭山動物園、おびひろ動物園、釧路市動物園、上野動物園、多摩動物公園、大島公園動物園、市原ぞうの国、千葉市動物公園、須坂市動物園、浜松市動物園、みさき公園、天王寺動物園、王子動物園、姫路動物園、とべ動物園、福岡市動物園、平川動物公園
	オオワシ	14	円山動物園、旭山動物園、おびひろ動物園、釧路市動物園、八木山動物公園、宇都宮動物園、東武動物公園、上野動物園、多摩動物公園、ズーラシア、浜松市動物園、富山市ファミリーパーク、徳山動物園、福岡市動物園
	カンムリワシ	1	沖縄こどもの国
	クマタカ	9	旭山動物園、釧路市動物園、大森山動物園、八木山動物公園、上野動物園、豊橋総合動植物公園、京都市動物園、とべ動物園、到津の森公園
	ハヤブサ	18	釧路市動物園、盛岡市動物公園、八木山動物公園、那須どうぶつ王国、埼玉県こども動物自然公園、井の頭文化園、大島公園動物園、江戸川区自然動物園、野毛山動物園、豊橋総合動植物公園、いしかわ動物園、安佐動物公園、徳山動物園、とべ動物園、わんぱーく、桂浜水族館、福岡市動物園、鳥類センター、熊本市動植物園
	タンチョウ	32	円山動物園、旭山動物園、釧路市動物園、大森山動物園、かみね動物園、大宮公園、埼玉県こども動物自然公園、東武動物公園、上野動物園、多摩動物公園、井の頭文化園、大島公園動物園、羽村市動物公園、千葉市動物公園、金沢動物園、茶臼山動物園、日本平動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、富山市ファミリーパーク、鯖江市西山動物園、京都市動物園、アドベンチャー、みさき公園、天王寺動物園、王子動物園、姫路動物園、安佐動物公園、常盤公園、鳥類センター、熊本市動植物園、平川動物公園
	ヤンバルクイナ	1	ネオパーク
	ヤイロチョウ	1	わんぱーく
	シマフクロウ	3	円山動物園、旭山動物園、釧路市動物園
	ワシミズク	20	円山動物園、旭山動物園、釧路市動物園、大森山動物園、八木山動物公園、那須どうぶつ王国、東武動物公園、多摩動物公園、井の頭文化園、羽村市動物公園、飯田動物園、伊豆アニマルキングダム、日本平動物園、浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、京都市動物園、和歌山公園、みさき公園、安佐動物公園、福岡市動物園
	アユモドキ	6	アクア・トギふ、琵琶湖博物館、宮津水族館、志摩マリンランド、須磨海浜水族園、姫路水族館
	イタセンバラ	4	東山動物園、アクア・トギふ、碧南海浜水族館、琵琶湖博物館
	スイゲンゼニタナゴ	7	油壺マリンパーク、東山動物園、アクア・トギふ、琵琶湖博物館、須磨海浜水族園、姫路水族館、宮島水族館
	ミヤコタナゴ	9	井の頭文化園、野毛山動物園、金沢動物園、なかがわ水遊園、さいたま水族館、油壺マリンパーク、東山動物園、琵琶湖博物館、志摩マリンランド
	マルコガタノゲンゴロウ	2	アクアマリンふくしま、宍道湖自然館
	シャープゲンゴロウモドキ	2	鴨川シーワールド、越前松島水族館
オガサワラシジミ	1	多摩動物公園	

国際希少野生動物種の飼育園館（2012年12月現在）

選定基準	動物種(和名)	飼育動物園	
		園館数	園館名
国際	ベンガルヤマネコ	12	大森山動物園、大宮公園、上野動物園、井の頭文化園、飯田動物園、日本平動物園、東山動物園、富山市ファミリーパーク、天王寺動物園、福岡市動物園、九十九島動物園、沖縄こどもの国
	インドガン	16	旭山動物園、大森山動物園、八木山動物公園、埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、多摩動物公園、羽村市動物公園、市原ぞうの国、シャボテン公園、豊橋総合動植物公園、岡崎市東公園動物園、京都市動物園、和歌山公園、みさき公園、鳥類センター、熊本市動植物園
	アオガン	1	埼玉県こども動物自然公園
	ハワイガン	16	円山動物園、盛岡市動物公園、八木山動物公園、宇都宮動物園、桐生が岡動物園、大宮公園、埼玉県こども動物自然公園、多摩動物公園、大島公園動物園、羽村市動物公園、千葉市動物公園、市川市動植物園、姫路セントラルパーク、徳山動物園、鳥類センター、宮崎市フェニックス自然動物園
	カナダヅル	3	旭山動物園、豊田市鞍ヶ池公園、平川動物公園
	ソデグロヅル	5	八木山動物公園、埼玉県こども動物自然公園、多摩動物公園、天王寺動物園、平川動物公園
	ナベヅル	3	井の頭文化園、天王寺動物園、九十九島動物園
	マナヅル	20	大森山動物園、埼玉県こども動物自然公園、狭山智光山動物園、上野動物園、多摩動物公園、井の頭文化園、大島公園動物園、羽村市動物公園、ズーラシア、飯田動物園、シャボテン公園、浜松市動物園、富山市ファミリーパーク、いしかわ動物園、王子動物園、池田動物園、鳥類センター、海の中道動物の森、九十九島動物園、平川動物公園
	ハクトウワシ	5	釧路市動物園、那須どうぶつ王国、浜松市動物園、東山動物園、アドベンチャー
	コキンチョウ	1	埼玉県こども動物自然公園
	ヒスイインコ	1	東山動物園
	ブロングホーン	1	金沢動物園
	アダックス	1	姫路セントラルパーク
	ガウル	1	金沢動物園
	ヤク(家畜)	2	富士サファリ、秋吉台サファリ
	アノア	1	金沢動物園
	マーコール	5	大森山動物園、宇都宮動物園、狭山智光山動物園、夢見ヶ崎動物公園、姫路セントラルパーク
	ゼーブルアンテロープ	2	東武動物公園、のいち動物公園
	ゴーラル	1	京都市動物園
	シロオリックス	10	多摩動物公園、羽村市動物公園、千葉市動物公園、茶臼山動物園、伊豆アニマルキングダム、アドベンチャー、姫路セントラルパーク、秋吉台サファリ、とべ動物園、アフリカンサファリ
	アラビアオリックス	2	金沢動物園、福岡市動物園
	アカシカ	2	富山市ファミリーパーク、秋吉台サファリ
	ダマジカ	7	富士サファリ、東山動物園、富山市ファミリーパーク、アドベンチャー、アフリカンサファリ、熊本市動植物園、平川動物公園
レッサーパンダ	51	円山動物園、旭山動物園、釧路市動物園、大森山動物園、八木山動物公園、那須どうぶつ王国、群馬サファリ、かみね動物園、埼玉県こども動物自然公園、東武動物公園、上野動物園、多摩動物公園、大島公園動物園、羽村市動物公園、江戸川区自然動物園、市原ぞうの国、千葉市動物公園、市川市動植物園、夢見ヶ崎動物公園、野毛山動物園、ズーラシア、遊亀公園動物園、茶臼山動物園、楽寿園、バナナワニ園、日本平動物園、浜松市動物園、富山市ファミリーパーク、いしかわ動物園、鯖江市西山動物園、京都市動物園、アドベンチャー、みさき公園、天王寺動物園、王子動物園、姫路動物園、姫路セントラルパーク、池田動物園、安佐動物公園、徳山動物園、秋吉台サファリ、徳島動物園、とべ動物園、のいち動物公園、到津の森公園、福岡市動物園、大牟田動物園、九十九島動物園、長崎バイオパーク、宮崎市フェニックス自然動物園、平川動物公園	
オオカミ	13	円山動物園、旭山動物園、大森山動物園、宇都宮動物園、群馬サファリ、多摩動物公園、羽村市動物公園、浜松市動物園、東山動物園、富山市ファミリーパーク、天王寺動物園、徳島動物園、平川動物公園	
ヤブイヌ	5	埼玉県こども動物自然公園、ズーラシア、東山動物園、京都市動物園、とべ動物園	
チーター	8	群馬サファリ、多摩動物公園、富士サファリ、伊豆アニマルキングダム、アドベンチャー、姫路セントラルパーク、秋吉台サファリ、アフリカンサファリ	
カラカル	3	羽村市動物公園、東山動物園、福山動物園	
アジアゴールデンキャット	2	群馬サファリ、天王寺動物園	

選定基準	動物種(和名)	飼育動物園	
		園館数	園館名
国際	オセロット	2	ズーラシア、のいち動物公園
	ウンビョウ	4	旭山動物園、ズーラシア、天王寺動物園、のいち動物公園
	インドライオン	2	上野動物園、ズーラシア
	ライオン	49	円山動物園、旭山動物園、おびひろ動物園、釧路市動物園、大森山動物園、盛岡市動物公園、八木山動物公園、宇都宮動物園、桐生が岡動物園、群馬サファリ、かみね動物園、東武動物公園、多摩動物公園、市原ぞうの国、野毛山動物園、遊亀公園動物園、小諸動物園、茶臼山動物園、富士サファリ、伊豆アニマルキングダム、日本平動物園、浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、いしかわ動物園、京都市動物園、アドベンチャー、みさき公園、天王寺動物園、王子動物園、姫路動物園、姫路セントラルパーク、池田動物園、安佐動物公園、福山動物園、徳山動物園、秋吉台サファリ、徳島動物園、とべ動物園、わんぱーく、到津の森公園、福岡市動物園、大牟田動物園、九十九島動植物園、アフリカンサファリ、熊本市動植物園、宮崎市フェニックス自然動物園、平川動物公園、沖縄こどもの国
	ジャガー	13	群馬サファリ、市原ぞうの国、野毛山動物園、日本平動物園、浜松市動物園、東山動物園、京都市動物園、天王寺動物園、王子動物園、とべ動物園、わんぱーく、大牟田動物園、熊本市動植物園
	ヒョウ	15	旭山動物園、群馬サファリ、東武動物公園、ズーラシア、富士サファリ、浜松市動物園、東山動物園、いしかわ動物園、天王寺動物園、王子動物園、安佐動物公園、福山動物園、とべ動物園、福岡市動物園、平川動物公園
	トラ	46	円山動物園、旭山動物園、釧路市動物園、大森山動物園、八木山動物公園、宇都宮動物園、群馬サファリ、かみね動物園、東武動物公園、上野動物園、多摩動物公園、市原ぞうの国、野毛山動物園、ズーラシア、遊亀公園動物園、須坂市動物園、茶臼山動物園、富士サファリ、伊豆アニマルキングダム、日本平動物園、浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、富山市ファミリーパーク、いしかわ動物園、京都市動物園、アドベンチャー、みさき公園、天王寺動物園、王子動物園、姫路セントラルパーク、池田動物園、安佐動物公園、福山動物園、徳山動物園、秋吉台サファリ、徳島動物園、とべ動物園、わんぱーく、到津の森公園、福岡市動物園、大牟田動物園、アフリカンサファリ、宮崎市フェニックス自然動物園、平川動物公園、沖縄こどもの国
	ユキヒョウ	9	円山動物園、旭山動物園、群馬サファリ、多摩動物公園、浜松市動物園、東山動物園、アドベンチャー、王子動物園、熊本市動植物園
	ツメナシカワウソ	2	二見シーパラダイス、のいち動物公園
	ラッコ	12	アクアワールド・大洗、鴨川シーワールド、サンシャイン水族館、油壺マリンパーク、豊橋総合動植物公園、のとじま水族館、アドベンチャー、鳥羽水族館、大阪・海遊館、須磨海浜水族園、マリンワールド海の中道、かごしま水族館
	カワウソ	5	アクアマリンふくしま、ズーラシア、富山市ファミリーパーク、安佐動物公園、宮崎市フェニックス自然動物園
	ジャイアントパンダ	3	上野動物園、アドベンチャー、王子動物園
	マレーグマ	12	円山動物園、上野動物園、遊亀公園動物園、浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、天王寺動物園、徳山動物園、とべ動物園、のいち動物公園、福岡市動物園、平川動物公園
	ナマケグマ	1	円山動物園
	メガネグマ	3	ズーラシア、東山動物園、天王寺動物園
	ヒグマ	22	円山動物園、旭山動物園、釧路市動物園、かみね動物園、東武動物公園、上野動物園、多摩動物公園、富士サファリ、伊豆アニマルキングダム、浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、京都市動物園、アドベンチャー、王子動物園、姫路動物園、姫路セントラルパーク、池田動物園、徳島動物園、とべ動物園、熊本市動植物園、沖縄こどもの国
	ツキノワグマ	33	大森山動物園、盛岡市動物公園、八木山動物公園、宇都宮動物園、群馬サファリ、かみね動物園、大宮公園、上野動物園、市原ぞうの国、野毛山動物園、ズーラシア、小諸動物園、須坂市動物園、茶臼山動物園、富士サファリ、豊橋総合動植物公園、東山動物園、富山市ファミリーパーク、京都市動物園、和歌山公園、みさき公園、天王寺動物園、王子動物園、池田動物園、安佐動物公園、徳山動物園、とべ動物園、わんぱーく、福岡市動物園、大牟田動物園、九十九島動植物園、熊本市動植物園、平川動物公園
	ヒマラヤグマ	5	円山動物園、富士サファリ、とべ動物園、アフリカンサファリ、平川動物公園
	スナメリ	5	南知多ビーチランド、鳥羽水族館、宮島水族館、海響館、マリンワールド海の中道
	フサオネズミカンガルー	6	埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、多摩動物公園、東山動物園、天王寺動物園、安佐動物公園
アフリカノロバ	1	東山動物園	

選定基準	動物種(和名)	飼育動物園	
		園館数	園館名
国際	グレビーシマウマ	8	盛岡市動物公園、多摩動物公園、千葉市動物公園、野毛山動物園、富山市ファミリーパーク、いしかわ動物園、京都市動物園、姫路セントラルパーク
	モウコロバ	1	ズーラシア
	インドサイ	3	多摩動物公園、金沢動物園、東山動物園
	クロサイ	10	八木山動物公園、かみね動物園、上野動物園、金沢動物園、東山動物園、アドベンチャー、天王寺動物園、安佐動物公園、とべ動物園、平川動物公園
	シロサイ	16	盛岡市動物公園、八木山動物公園、群馬サファリ、東武動物公園、富士サファリ、伊豆アニマルキングダム、日本平動物園、豊橋総合動植物公園、アドベンチャー、姫路セントラルパーク、秋吉台サファリ、福岡市動物園、長崎バイオパーク、アフリカンサファリ、熊本市動植物園、平川動物公園
	モウコノウマ	2	多摩動物公園、千葉市動物公園
	ハートマンヤマシマウマ	2	伊豆アニマルキングダム、福山動物園
	ベアードバク	2	金沢動物園、ズーラシア
	マレーバク	11	円山動物園、東武動物公園、多摩動物公園、千葉市動物公園、ズーラシア、日本平動物園、東山動物園、アドベンチャー、安佐動物公園、とべ動物園、福岡市動物園
	ジェフロイクモザル	24	旭山動物園、八木山動物公園、宇都宮動物園、かみね動物園、東武動物公園、上野動物園、江戸川区自然動物園、千葉市動物公園、遊亀公園動物園、小諸動物園、茶臼山動物園、シャボテン公園、日本平動物園、浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、モンキーセンター、池田動物園、到津の森公園、九十九島動植物園、宮崎市フェニックス自然動物園、平川動物公園、沖縄こどもの国、ネオパーク
	ゴールデンライオンタマリン	1	浜松市動物園
	ドウグロライオンタマリン	1	のいち動物公園
	ワタボウシタマリン	17	大森山動物園、埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、江戸川区自然動物園、千葉市動物公園、市川市動植物園、夢見ヶ崎動物公園、遊亀公園動物園、シャボテン公園、日本平動物園、浜松市動物園、東山動物園、モンキーセンター、いしかわ動物園、アドベンチャー、のいち動物公園、平川動物公園
	ダイアナモンキー	7	円山動物園、大森山動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、安佐動物公園、とべ動物園、福岡市動物園
	シシオザル	19	円山動物園、八木山動物公園、かみね動物園、東武動物公園、ズーラシア、茶臼山動物園、日本平動物園、浜松市動物園、東山動物園、モンキーセンター、アドベンチャー、天王寺動物園、福山動物園、常盤公園、徳島動物園、とべ動物園、福岡市動物園、熊本市動植物園、平川動物公園
	ドリル	2	モンキーセンター、天王寺動物園
	マンドリル	23	円山動物園、おびひろ動物園、かみね動物園、東武動物公園、千葉市動物公園、市川市動植物園、日本平動物園、浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、モンキーセンター、京都市動物園、天王寺動物園、安佐動物公園、福山動物園、徳山動物園、とべ動物園、のいち動物公園、到津の森公園、大牟田動物園、熊本市動植物園、平川動物公園、沖縄こどもの国
	テングザル	1	ズーラシア
	ドックラングール	1	ズーラシア
	キンシコウ	1	熊本市動植物園
	ハヌマンラングール	3	東山動物園、モンキーセンター、常盤公園
	アイアイ	1	上野動物園
	ゴリラ	9	八木山動物公園、上野動物園、千葉市動物公園、浜松市動物園、東山動物園、モンキーセンター、京都市動物園、王子動物園、福岡市動物園
	チンパンジー	43	円山動物園、旭山動物園、おびひろ動物園、釧路市動物園、大森山動物園、八木山動物公園、宇都宮動物園、かみね動物園、東武動物公園、多摩動物公園、市原ぞうの国、千葉市動物公園、野毛山動物園、ズーラシア、遊亀公園動物園、茶臼山動物園、伊豆アニマルキングダム、シャボテン公園、日本平動物園、浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、モンキーセンター、いしかわ動物園、京都市動物園、アドベンチャー、天王寺動物園、王子動物園、姫路動物園、姫路セントラルパーク、池田動物園、安佐動物公園、徳山動物園、徳島動物園、とべ動物園、わんぱく、のいち動物公園、到津の森公園、福岡市動物園、熊本市動植物園、宮崎市フェニックス自然動物園、平川動物公園、沖縄こどもの国
	スマトラオランウータン	5	市川市動植物園、浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、とべ動物園
	オランウータン	15	円山動物園、旭山動物園、釧路市動物園、宇都宮動物園、群馬サファリ、多摩動物公園、千葉市動物公園、ズーラシア、茶臼山動物園、日本平動物園、いしかわ動物園、京都市動物園、王子動物園、福岡市動物園、宮崎市フェニックス自然動物園



選定基準	動物種(和名)	飼育動物園	
		園館数	園館名
国際	アジルテナガザル	10	八木山動物公園、東武動物公園、小諸動物園、浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、モンキーセンター、常盤公園、とべ動物園、九十九島動植物園、宮崎市フェニックス自然動物園
	クロステナガザル	1	モンキーセンター
	クロテナガザル	1	かみね動物園
	シロテナガザル	25	円山動物園、旭山動物園、釧路市動物園、宇都宮動物園、かみね動物園、東武動物公園、上野動物園、多摩動物公園、羽村市動物公園、市川市動植物園、金沢動物園、遊亀公園動物園、楽寿園、シャポテン公園、モンキーセンター、いしかわ動物園、鯖江市西山動物園、京都市動物園、王子動物園、福山動物園、常盤公園、のいち動物公園、福岡市動物園、九十九島動植物園、平川動物公園
	フクロテナガザル	9	八木山動物公園、千葉市動物公園、東山動物園、モンキーセンター、天王寺動物園、王子動物園、到津の森公園、九十九島動植物園、平川動物公園
	ボウシテナガザル	3	ズーラシア、モンキーセンター、とべ動物園
	ホオジロテナガザル	2	とべ動物園、平川動物公園
	ミユラーテナガザル	4	飯田動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、モンキーセンター
	ワウワウテナガザル	1	円山動物園
	テナガザル(種間雑種)	2	円山動物園、いしかわ動物園
	アカエリマキキツネザル	1	野毛山動物園
	エリマキキツネザル	26	円山動物園、大森山動物園、宇都宮動物園、かみね動物園、東武動物公園、上野動物園、市原ぞうの国、千葉市動物公園、市川市動植物園、夢見ヶ崎動物公園、遊亀公園動物園、日本平動物園、東山動物園6、モンキーセンター、天王寺動物園、姫路動物園、池田動物園、安佐動物公園、福山動物園、常盤公園、徳島動物園、わんぱーく、到津の森公園、熊本市動植物園、平川動物公園、沖縄こどもの国
	クロキツネザル	9	市川市動植物園、夢見ヶ崎動物公園、遊亀公園動物園、浜松市動物園、モンキーセンター、池田動物園、到津の森公園、長崎バイオパーク、ネオパーク
	ハイロキツネザル	1	上野動物園
	ブラウンキツネザル	8	上野動物園、市原ぞうの国、市川市動植物園、夢見ヶ崎動物公園、シャポテン公園、モンキーセンター、池田動物園、長崎バイオパーク
	ワオキツネザル	48	円山動物園、旭山動物園、大森山動物園、八木山動物公園、那須どうぶつ王国、かみね動物園、埼玉県こども動物自然公園、東武動物公園、上野動物園、大島公園動物園、羽村市動物公園、市原ぞうの国、千葉市動物公園、市川市動植物園、夢見ヶ崎動物公園、遊亀公園動物園、サンシャイン水族館、須坂市動物園、茶臼山動物園、富士サファリ、シャポテン公園、日本平動物園、浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、モンキーセンター、豊田市鞍ヶ池公園、富山市ファミリーパーク、いしかわ動物園、京都市動物園、アドベンチャー、王子動物園、姫路動物園、姫路セントラルパーク、池田動物園、福山動物園、徳島動物園、とべ動物園、わんぱーく、のいち動物公園、到津の森公園、九十九島動植物園、長崎バイオパーク、熊本市動植物園、アフリカンサファリ、宮崎市フェニックス自然動物園、平川動物公園、沖縄こどもの国、ネオパーク
	ジャワスローリス	2	王子動物園、とべ動物園
	スローリス	5	日本平動物園、東山動物園、モンキーセンター、安佐動物公園、とべ動物園
	ベンガルスローリス	1	京都市動物園
	ボルネオスローリス	1	上野動物園
	レッサースローリス	10	アクアマリンふくしま、埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、市原ぞうの国、日本平動物園、モンキーセンター、アドベンチャー、天王寺動物園、アフリカンサファリ、沖縄こどもの国
	アジアゾウ	36	おびひろ動物園、宇都宮動物園、桐生が岡動物園、かみね動物園、上野動物園、多摩動物公園、井の頭文化園、市原ぞうの国、千葉市動物公園、金沢動物園、ズーラシア、遊亀公園動物園、茶臼山動物園、富士サファリ、日本平動物園、浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、岡崎市東公園動物園、いしかわ動物園、京都市動物園、アドベンチャー、天王寺動物園、王子動物園、姫路動物園、池田動物園、福山動物園、徳山動物園、とべ動物園、到津の森公園、福岡市動物園、九十九島動植物園、アフリカンサファリ、宮崎市フェニックス自然動物園、平川動物公園、沖縄こどもの国
	アフリカゾウ	16	大森山動物園、盛岡市動物公園、八木山動物公園、東武動物公園、多摩動物公園、市原ぞうの国、富士サファリ、伊豆アニマルキングダム、東山動物園、アドベンチャー、姫路セントラルパーク、安佐動物公園、秋吉台サファリ、とべ動物園、大牟田動物園、熊本市動植物園

選定基準	動物種(和名)	飼育動物園	
		園館数	園館名
国際	チンチラ(家畜)	13	埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、江戸川区自然動物園、足立生物園、千葉市動物公園、茶臼山動物園、富士サファリ、シャボテン公園、姫路セントラルパーク、淡路ファームパーク、秋吉台サファリ、長崎バイオパーク、平川動物公園
	ジュゴン	1	鳥羽水族館
	アマゾンマナティー	1	バナナワ二園
	アメリカマナティー	1	沖縄美ら海水族館
	アフリカマナティー	1	鳥羽水族館
	ホオアカトキ	11	大森山動物園、埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、多摩動物公園、野毛山動物園、シャボテン公園、いしかわ動物園、京都市動物園、天王寺動物園、到津の森公園、福岡市動物園
	キンミノバト	3	上野動物園、福岡市動物園、熊本市動植物園
	オオサイチョウ	6	埼玉県こども動物自然公園、東武動物公園、シャボテン公園、とべ動物園、到津の森公園、ネオパーク
	アンデスコンドル	18	円山動物園、おびひろ動物園、那須どうぶつ王国、東武動物公園、上野動物園、羽村市動物公園、市原ぞうの国、野毛山動物園、遊亀公園動物園、飯田動物園、伊豆アニマルキングダム、日本平動物園、浜松市動物園、東山動物園、天王寺動物園、徳島動物園、とべ動物園、福岡市動物園
	ナキシャクケイ	1	上野動物園
	エボシキジ	1	浜松市動物園
	シロミキジ	3	ズーラシア、浜松市動物園、姫路動物園
	ミキジ<カッシュクミキジ>	4	浜松市動物園、いしかわ動物園、鯖江市西山動物園、姫路動物園
	ニジキジ	16	円山動物園、盛岡市動物公園、かみね動物園、狭山智光山動物園、上野動物園、多摩動物公園、ズーラシア、茶臼山動物園、日本平動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、天王寺動物園、王子動物園、姫路動物園、鳥類センター、熊本市動植物園
	コサンケイ	14	八木山動物公園、かみね動物園、埼玉県こども動物自然公園、狭山智光山動物園、上野動物園、江戸川区自然動物園、千葉市動物公園、夢見ヶ崎動物公園、ズーラシア、浜松市動物園、東山動物園、鯖江市西山動物園、天王寺動物園、鳥類センター
	サンケイ	6	円山動物園、大宮公園、浜松市動物園、京都市動物園、鳥類センター、熊本市動植物園
	パラワンコクジャク	9	上野動物園、多摩動物公園、井の頭文化園、千葉市動物公園、夢見ヶ崎動物公園、ズーラシア、浜松市動物園、天王寺動物園、福岡市動物園
	カンムリセイラン	2	野毛山動物園、ズーラシア
	ミカドキジ	3	浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、姫路動物園
	オグロゾル	6	釧路市動物園、埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、多摩動物公園、天王寺動物園、平川動物公園
	カゲー	2	野毛山動物園、ズーラシア
	カンムリシロムク	10	円山動物園、埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、多摩動物公園、江戸川区自然動物園、ズーラシア、日本平動物園、王子動物園、わんぱーく、到津の森公園
	ハイロベリカン	2	埼玉県こども動物自然公園、常盤公園
	シロビタイムジオウム	11	埼玉県こども動物自然公園、江戸川区自然動物園、市原ぞうの国、夢見ヶ崎動物公園、アドベンチャー、姫路動物園、池田動物園、徳山動物園、わんぱーく、福岡市動物園、熊本市動植物園
	オオバタン	17	大森山動物園、盛岡市動物公園、大宮公園、埼玉県こども動物自然公園、足立生物園、夢見ヶ崎動物公園、バナナワ二園、日本平動物園、京都市動物園、みさき公園、姫路動物園、姫路セントラルパーク、池田動物園、徳山動物園、福岡市動物園、鳥類センター、宮崎市フェニックス自然動物園
	コバタン	14	埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、市原ぞうの国、夢見ヶ崎動物公園、アドベンチャー、みさき公園、王子動物園、姫路動物園、池田動物園、福山動物園、徳山動物園、とべ動物園、到津の森公園、長崎バイオパーク
	ヤシオウム	2	埼玉県こども動物自然公園、東山動物園
	キエリボウシインコ	16	大宮公園、埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、夢見ヶ崎動物公園、小諸動物園、須坂市動物園、東山動物園、いしかわ動物園、王子動物園、姫路動物園、池田動物園、わんぱーく、鳥類センター、海の中道動物の森、九十九島動植物園、ネオパーク
	キボウシインコ	2	須坂市動物園、とべ動物園
	フジイロボウシインコ	1	池田動物園
	スマレコンゴウインコ	4	千葉市動物公園、東山動物園、安佐動物公園、到津の森公園

選定 基準	動物種(和名)	飼育動物園	
		園館数	園館名
国際	ヒワコンゴウインコ	7	群馬サファリ、埼玉県こども動物自然公園、千葉市動物公園、京都市動物園、王子動物園、安佐動物公園、とべ動物園
	アオキコンゴウインコ	1	東山動物園
	コンゴウインコ	25	おびひろ動物園、釧路市動物園、大森山動物園、埼玉県こども動物自然公園、羽村市動物公園、市原ぞうの国、千葉市動物公園、遊亀公園動物園、楽寿園、シャボテン公園、日本平動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、高岡古城公園動物園、いしかわ動物園、京都市動物園、アドベンチャー、王子動物園、姫路動物園、姫路セントラルパーク、安佐動物公園、とべ動物園、長崎バイオパーク、熊本市動植物園、宮崎市フェニックス自然動物園
	ミドリコンゴウインコ	7	八木山動物公園、埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、羽村市動物公園、シャボテン公園、東山動物園、福岡市動物園
	アカミコンゴウインコ	1	千葉市動物公園
	ヤマヒメコンゴウインコ	1	大島公園動物園
	アカピタイヒメコンゴウインコ	1	東山動物園
	ダーウィンレア	1	金沢動物園
	フンボルトペンギン	70	円山動物園、旭山動物園、釧路市動物園、小樽水族館、稚内市立ノシャップ寒流水族館、サンピアザ水族館、大森山動物園、八木山動物公園、浅虫水族館、那須どうぶつ王国、桐生が岡動物園、かみね動物園、埼玉県こども動物自然公園、東武動物公園、羽村市動物公園、江戸川区自然動物園、千葉市動物公園、夢見ヶ崎動物公園、野毛山動物園、ズーラシア、アクアワールド・大洗、鴨川シーワールド、葛西臨海水族園、油壺マリンパーク、小諸動物園、須坂市動物園、茶臼山動物園、飯田動物園、日本平動物園、浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、三津シーパラダイス、下田海中水族館、南知多ビーチランド、あわしまマリンパーク、富山市ファミリーパーク、高岡古城公園動物園、マリンピア日本海、魚津水族館、のとうま水族館、越前松島水族館、京都市動物園、和歌山公園、みさき公園、天王寺動物園、王子動物園、鳥羽水族館、志摩マリンランド、二見シーパラダイス、須磨海浜水族園、城崎マリンワールド、姫路水族館、安佐動物公園、福山動物園、徳山動物園、しまね海洋館、宮島水族館、海響館、徳島動物園、とべ動物園、のいち動物公園、桂浜水族館、虹の森公園おさかな館、福岡市動物園、九十九島動植物園、長崎バイオパーク、熊本市動植物園、平川動物公園、長崎ペンギン水族館
	ダチョウ	39	円山動物園、旭山動物園、釧路市動物園、盛岡市動物公園、八木山動物公園、群馬サファリ、東武動物公園、上野動物園、多摩動物公園、羽村市動物公園、千葉市動物公園、野毛山動物園、ズーラシア、伊豆アニマルキングダム、日本平動物園、浜松市動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、豊田市鞍ヶ池公園、アドベンチャー、天王寺動物園、王子動物園、姫路動物園、姫路セントラルパーク、池田動物園、安佐動物公園、福山動物園、徳山動物園、秋吉台サファリ、徳島動物園、とべ動物園、福岡市動物園、鳥類センター、長崎バイオパーク、熊本市動植物園、宮崎市フェニックス自然動物園、平川動物公園、沖縄こどもの国、ネオパーク
	ヨウスコウワニ	9	円山動物園、宇都宮動物園、埼玉県こども動物自然公園、市原ぞうの国、野毛山動物園、バナナワニ園、東山動物園、天王寺動物園、王子動物園
	クチヒロカイマン	2	バナナワニ園、日本平動物園
	アフリカクチナガワニ	1	バナナワニ園
	フィリピンワニ	1	バナナワニ園
	ナイルワニ	2	バナナワニ園、東山動物園
	イリエワニ	3	上野動物園、バナナワニ園、とべ動物園
	キューバワニ	1	バナナワニ園
	シャムワニ	2	バナナワニ園、沖縄こどもの国
	コガタワニ	7	上野動物園、東山動物園、アクア・トぎふ、京都市動物園、王子動物園、安佐動物公園、徳島動物園
	ガビアルモドキ	5	円山動物園、上野動物園、バナナワニ園、とべ動物園、沖縄こどもの国
	ガビアル	2	野毛山動物園、東山動物園
	メキシコドクトカゲ	1	上野動物園
	サイイグアナ	2	円山動物園、東山動物園
キイロオトカゲ	1	天王寺動物園	
ポアコンストリクター	12	大森山動物園、埼玉県こども動物自然公園、足立生物園、日本平動物園、東山動物園、いしかわ動物園、天王寺動物園、池田動物園、安佐動物公園、福山動物園、とべ動物園、九十九島動植物園	
インドニシキヘビ	15	円山動物園、八木山動物公園、かみね動物園、東武動物公園、羽村市動物公園、足立生物園、日本平動物園、豊橋総合動植物公園、東山動物園、天王寺動物園、王子動物園、安佐動物公園、福山動物園、福岡市動物園、沖縄こどもの国	

選定基準	動物種(和名)	飼育動物園	
		園館数	園館名
国際	アオウミガメ	41	おびひろ動物園、小樽水族館、浅虫水族館、男鹿水族館 GAO、加茂水族館、アクアマリンふくしま、なかがわ水遊園、アクアワールド・大洗、鴨川シーワールド、葛西臨海水族園、しながわ水族館、油壺マリンパーク、三津シーパラダイス、下田海中水族館、南知多ビーチランド、碧南海浜水族館、名古屋港水族館、あわしまマリンパーク、上越水族博物館、魚津水族館、のとじま水族館、越前松島水族館、宮津水族館、鳥羽水族館、志摩マリンランド、二見シーパラダイス、串本海中公園、大阪・海遊館、須磨海浜水族園、城崎マリンワールド、姫路水族館、しまね海洋館、宮島水族館、海響館、桂浜水族館、足摺海洋館、マリンワールド海の中道、長崎ペンギン水族館、水族館「うみたまご」、かごしま水族館、沖縄美ら海水族館
	アカウミガメ	24	三津シーパラダイス、下田海中水族館、竹島水族館、南知多ビーチランド、碧南海浜水族館、名古屋港水族館、あわしまマリンパーク、マリンピア日本海、上越水族博物館、魚津水族館、のとじま水族館、越前松島水族館、京都水族館、串本海中公園、大阪・海遊館、須磨海浜水族園、姫路水族館、しまね海洋館、桂浜水族館、足摺海洋館、マリンワールド海の中道、長崎ペンギン水族館、かごしま水族館、沖縄美ら海水族館
	オリブヒメウミガメ	5	南知多ビーチランド、名古屋港水族館、串本海中公園、須磨海浜水族園、沖縄美ら海水族館
	クロウミガメ	3	南知多ビーチランド、須磨海浜水族園、沖縄美ら海水族館
	タイマイ	19	加茂水族館、鴨川シーワールド、油壺マリンパーク、南知多ビーチランド、名古屋港水族館、のとじま水族館、越前松島水族館、天王寺動物園、鳥羽水族館、志摩マリンランド、串本海中公園、須磨海浜水族園、姫路水族館、宮島水族館、桂浜水族館、マリンワールド海の中道、長崎ペンギン水族館、水族館「うみたまご」、沖縄美ら海水族館
	ヨツユビガメ	1	野毛山動物園
	ハミルトンガメ	3	円山動物園、野毛山動物園、東山動物園
	モレニア	1	上野動物園
	カチューガ	3	円山動物園、野毛山動物園、鳥羽水族館
	マダガスカルホシガメ	21	円山動物園、八木山動物公園、埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、江戸川区自然動物園、市原ぞうの国、千葉市動物公園、夢見ヶ崎動物公園、野毛山動物園、サンシャイン水族館、茶臼山動物園、日本平動物園、東山動物園、モンキーセンター、岡崎市東公園動物園、京都市動物園、天王寺動物園、須磨海浜水族園、安佐動物公園、徳山動物園、到津の森公園
	ガラパゴスゾウガメ	1	上野動物園
	ビルマホシガメ	8	埼玉県こども動物自然公園、上野動物園、羽村市動物公園、サンシャイン水族館、東山動物園、須磨海浜水族園、虹の森公園おさかな館、九十九島動植物園
	クモノスガメ	6	円山動物園、埼玉県こども動物自然公園、羽村市動物公園、サンシャイン水族館、東山動物園、沖縄こどもの国
	ヒラオリクガメ	2	円山動物園、埼玉県こども動物自然公園
	エジプトクガメ	1	野毛山動物園
	オオサンショウウオ	29	小樽水族館、登別マリンパーク ニクス、アクアマリンふくしま、上野動物園、井の頭文化園、足立生物園、さいたま水族館、油壺マリンパーク、日本平動物園、東山動物園、アクア・トぎふ、京都市動物園、天王寺動物園、琵琶湖博物館、京都水族館、志摩マリンランド、大阪・海遊館、須磨海浜水族園、城崎マリンワールド、姫路水族館、安佐動物公園、宍道湖自然館、宮島水族館、徳島動物園、とべ動物園、わんぱーく、桂浜水族館、虹の森公園おさかな館、水族館「うみたまご」
	チュウゴクオオサンショウウオ	10	埼玉県こども動物自然公園、さいたま水族館、サンシャイン水族館、パナナワ二園、東山動物園、上越水族博物館、京都水族館、大阪・海遊館、安佐動物公園、長崎ペンギン水族館
	バルチックチョウザメ	1	油壺マリンパーク
	アジアアロワナ	22	円山動物園、稚内市立ノシャップ寒流水族館、サンピアザ水族館、浅虫水族館、アクアマリンふくしま、桐生が岡動物園、上野動物園、足立生物園、なかがわ水遊園、さいたま水族館、サンシャイン水族館、油壺マリンパーク、パナナワ二園、竹島水族館、マリンピア日本海、上越水族博物館、鳥羽水族館、志摩マリンランド、須磨海浜水族園、徳山動物園、宮島水族館、のいち動物公園
	メコンオオナマズ	1	アクア・トぎふ
	ノギリエイ	3	登別マリンパークニクス、志摩マリンランド、二見シーパラダイス
	オオアタマガメ	8	上野動物園、夢見ヶ崎動物公園、東山動物園、モンキーセンター、アクア・トぎふ、天王寺動物園、志摩マリンランド、須磨海浜水族園

## (2) (公社)日本植物園協会所属園館等における希少野生動物種の保有状況

## 日植協所属園館の保護増殖事業対象種の保有状況(2013年10月現在)

選定基準	植物種(和名)	栽培植物園	
		園館数	園館名
国内 (保護増殖 事業対象 種)	キタダケソウ	3	東北大学植物園山草圃、富山県中央植物園、新宿御苑
	レブンアツモリソウ	3	礼文町高山植物培養センター、北大園芸学研究室、北大植物園
	ハナシノブ	2	東京大学大学院附属植物園日光植物園、新宿御苑
	チョウセンキバナアツモリソウ	1	北海道大学北方圏フィールド科学センター植物園(北海道大学植物園)
	ムニンツツジ	7	新潟県立植物園、東京大学大学院附属植物園小石川植物園、新宿御苑、東京農業大学附属植物園、富山県中央植物園、名古屋市東山動植物園、摂南大学薬学部附属薬用植物園
	ムニンノボタン	8	東京大学大学院附属植物園小石川植物園、新宿御苑、東京農業大学附属植物園、神代植物公園、富山県中央植物園、名古屋市東山動植物園、摂南大学薬学部附属薬用植物園、牧野植物園長江圃場
	アサヒエビネ	4	東京大学大学院附属植物園小石川植物園、新宿御苑、東京農業大学附属植物園、富山県中央植物園
	ホシツルラン	3	東京大学大学院附属植物園小石川植物園、新宿御苑、富山県中央植物園
	シマホザキラン	1	東京大学大学院附属植物園小石川植物園
	タイヨウフウトウカズラ	5	東京大学大学院附属植物園小石川植物園、新宿御苑、富山県中央植物園、摂南大学薬学部附属薬用植物園、牧野植物園長江圃場
	コバトベラ	3	東京大学大学院附属植物園小石川植物園、新宿御苑、富山県中央植物園
	ウラジロコムラサキ	4	東京大学大学院附属植物園小石川植物園、新宿御苑、富山県中央植物園、牧野植物園長江圃場
	ヒメタニワタリ	5	東京大学大学院附属植物園小石川植物園、新宿御苑、東京農業大学附属植物園、富山県中央植物園、牧野植物園長江圃場、(北大東村教育委員会)
	コヘラナレン	1	東京大学大学院附属植物園小石川植物園
	シマカコソウ	3	東京大学大学院附属植物園小石川植物園、新宿御苑、富山県中央植物園
ウチダシクロキ	1	東京大学大学院附属植物園小石川植物園	

平成 25 年度第1回動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会配付資料より

## 国内植物園が保有する国内希少野生植物種の保有状況(2015年7月現在)

植物種(和名)	保有園数	植物種(和名)	保有園数
ヒメタニワタリ	5	オキナワセッコク	6
コヘラナレン	2	コゴメキノエラン	1
アマミデンド	5	シマホザキラン	2
ムニンツツジ	9	クニガミトンボソウ	2
ウラジロヒカゲツツジ	1	イリオモテトンボソウ	1
ヤドリコケモモ	8	ミソボシラン	0
ナガミカズラ	4	リュウキュウキジノオ	0
シマカコソウ	4	タイヨウフウトウカズラ	8
ヒメヨウラクヒバ	0	コバトベラ	3
ムニンノボタン	8	ハナシノブ	7
シモツケコウホネ	1	カッコソウ	4
アサヒエビネ	5	キタダケソウ	8
ホシツルラン	4	ウチダシクロキ	1
タカオオオスズムシラン	0	ウラジロコムラサキ	5
チョウセンキバナアツモリソウ	1		
ホテイアツモリ	4		
レブンアツモリソウ	2		
アツモリソウ	6		

国内植物園が保有する国際希少野生動植物種の科別保有状況（2011年現在）

科名	指定種類数 <sup>2</sup>	保有種類数 <sup>2</sup>
リュウゼツラン科	1	1
キョウチクトウ科	3	1
ナンヨウスギ科	1	1
サボテン科	35	11
キク科	1	0
ヒノキ科	2	0
ソテツ科	1	0
トウダイグサ科	10	3
フウキエリア科	2	1
マメ科	1	0
ユリ科	21	7
ウツボカズラ科	2	2
ラン科	8	7
ヤシ科	1	0
マツ科	1	0
マキ科	1	0
アカネ科	1	0
サラセニア科	3	0
スタンゲリア科	1	1
フロリダソテツ科(ザミア科)	4	3
20科	100	38

1 希少野生生物の国内流通管理に関する点検とりまとめ報告書(希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議 2012年)より  
 2 属、種、亜種での分類単位による指定を含む。

## 参考資料4 日動水、日植協における域外保全等の取組みについてー

### (1) (公社)日本動物園水族館協会による生物多様性委員会の活動

日動水では、国際的な視野に立って自然や貴重な野生動物を守って次の世代に伝えていく責任があると考え、「生物多様性委員会」が中心となり、情報を共有化して動物展示や飼育技術の進歩を図る、動物交換によって共同繁殖を図るといった、個々の動物園や水族館ではできない事業を協力して行っている。

#### 種の保存活動

日本動物園水族館協会では、生物多様性委員会の種別調整者とそれぞれの動物園・水族館が協力しながら、繁殖による飼育展示動物の維持、繁殖した動物による野生群の回復、調査研究とその発表などの取組みを進めている。

#### 種の保存の仕組み

##### 血統登録と繁殖計画

世界の動向に合わせながら国内で飼育している希少動物の中から血統登録種を選定（哺乳類72種、鳥類46種、両生・爬虫類15種、魚類21種、合計154種）し血統登録を行うと同時に、その種の担当者（種別調整者）を選出している。

血統登録とは人間でいう戸籍のようなもので、個体の出生年月日、出生場所、両親などの情報を集め、繁殖障害をきたす可能性のある近親交配を避け最適なペアリング（つがい形成）やグルーピング（群れ形成）をするための重要な情報である。

血統登録の対象種はすべて、動物園・水族館での増殖に取り組んでおり、種別調整者が年1回血統登録調査を実施し、国内の現状を把握し、そのデータを基に種ごとの繁殖計画を立案している。

##### ブリーディングローン

希少な動物は個人や動物園・水族館の持ち物ではなく、世界共通の財産であるという考えに基づき、希少な動物を絶やさず増やしていくために、動物園や水族館同士で動物を貸したり借りたりする「ブリーディングローン」という制度をつくり、協力して種の保存を実行している。

ブリーディングローンの実施により、希少動物のペア飼育や群飼育が進み、たくさんの動物が繁殖に成功している。

##### 域内保全と域外保全

国内の野生動物を守るために、地域に出かけて調査を行うほか、地域住民と一緒に保護活動をする「域内保全」や、生息地で保護することが難しい動物を動物園や水族館で繁殖させて絶滅から守る「域外保全」の活動にも取り組んでいる。

##### 日本動物園水族館協会コレクションプラン

公益社団法人日本動物園水族館協会（JAZA）では、保全上の必要性、教育的価値、学術的価値、展示効果その他の指標に基づき、会員園館において継続的に飼育管理することが必要もしくは望ましいと認められる種を選定し管理方法を定めている。

「日本動物園水族館協会コレクションプラン」では、JAZA 加盟の動物園、水族館が一体になって種の継続を図るため、約 300 種の希少生物を 12 種類に分類し、それぞれの種類ごとに「管理種」「登録種」「維持種」「調査種」の順に優先順位をつけている。

管理種：遺伝的多様性を維持しつつ、安定した個体群動態となるよう飼育下個体群を適切に管理すべき種であり、血統登録簿を作成し、種管理計画を策定・実施する。

登録種：個体識別に基づく管理が可能な種であって、個体情報の登録により個体群動態等を把握する必要があると認められる種であり、血統登録簿を作成する。

維持種：展示のための継続的な維持のために飼育個体数の変動を把握する種。

調査種：飼育下個体群確立のために調査の必要がある種。

#### 公益社団法人日本動物園水族館協会種保存事業対象種リスト

類	種名
有袋類・その他	コアラ、ウォンバット、フサオネズミカンガルー、パルマワラビー、オオカンガルー、オオアリクイ
霊長類	ニシゴリラ、ボルネオオランウータン、スマトラオランウータン、チンパンジー、ボウシテナガザル、シシオザル、フランソワルトン、マンドリル、ダイアナモンキー、クロキツネザル、エリマキキツネザル、マーモセット科(ピグミーマーモセット、ワタポーシバンシエ)
食肉類	ホッキョクグマ、マレーグマ、トラ希少亜種(アム - ルトラ、ベンガルトラ、スマトラトラ)、ユキヒョウ、チーター、ウンピョウ、ヒョウ希少亜種(アム - ルヒョウ、ペルシャヒョウ)、シセンレッサーパンダ、ネパールレッサーパンダ、カナダカワウソ、ユーラシアカワウソ、コツメカワウソ、ツメナシカワウソ、日本産ネコ(ツシマヤマネコ)
海獣類	ラッコ、カリフォルニアアシカ、トド、オタリア、ゴマフアザラシ、ゼニガタアザラシ、セイウチ、バンドウイルカ、イロワケイルカ、スナメリ、カマイルカ
有蹄類	クロサイ、ミナミシロサイ、インドサイ、バク科全種(マレーバク、ブラジルバク、チュウベイバク)、グレビーシマウマ、ハートマンヤマシマウマ、モウコノウマ、アジアゾウ、アフリカゾウ、ニホンカモシカ、キリン、シロオリックス、アラビアオリックス
猛禽類	コンドル、日本産猛禽類希少種(オジロワシ、オオワシ、ニホンイヌワシ、シマフクロウ、カラフトワシミズク)、オオタカ、クマタカ
ペンギン類	フンボルトペンギン、ケーブペンギン、マゼランペンギン、イワトビペンギン、マカロニペンギン、ジェンツーペンギン、オウサマペンギン、アデリーペンギン、ヒゲペンギン、コガタペンギン
コウノトリ・キジ・ツル類	ニホンコウノトリ、ホオアカトキ、タンチョウ、マナヅル、ナベヅル、ソデグロヅル、オグロヅル、ホオカザリヅル、ハゴロモヅル、シジウカラガン、コサンケイ、ヤマドリ全亜種、ヤンバルクイナ
小型鳥類	カンムリバト属(カンムリバト、ムネアカカンムリバト、オウギバト)、オオバタン、タイハクオウム、シロビタイムジオウム、アカコンゴウインコ、スミレコンゴウインコ、ヒワコンゴウインコ、ミドリコンゴウインコ、オオサイチョウ、サイチョウ、カササギサイチョウ、カンムリシロムク、ルリカケス
両生・爬虫類	オオサンショウウオ、ホクリクサンショウウオ、ハクバサンショウウオ、イシカワガエル、イボイモリ、アルダブラゾウガメ、ホウシャガメ、ハミルトンガメ、インドセタカガメ、ヨウスコウワニ、ニシアフリカコガタワニ、インドガビアル、ガビアルモドキ、リュウキュウヤマガメ、クロイワカゲモドキ
魚類	ミヤコタナゴ、ハリヨ、ニッポンバラタナゴ、イタセンバラ、イチモンジタナゴ、スイゲンゼニタナゴ、ヒナモロコ、ウシモツゴ、アユモドキ、ネコギギ、ムサシトミヨ、ゼニタナゴ、タナゴモドキ、シナイモツゴ、アカメ、エゾトミヨ、カワバタモロコ、ホトケドジョウ、オヤニラミ、アジアアロワナ、ピラルク、オーストラリアハイゴ



(2) 公益社団法人日本動物園水族館協会と環境省における協定事業について

1) 生物多様性保全の推進に関する基本協定書について

公益社団法人日本動物園水族館協会（以下、日動水）と環境省は、平成 26 年 5 月に「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結。協定書では、種の保存法に基づく国内希少野生動物種及びその他の絶滅危惧種の生息域外保全の取組について相互に協力することとしている（第 3 条）

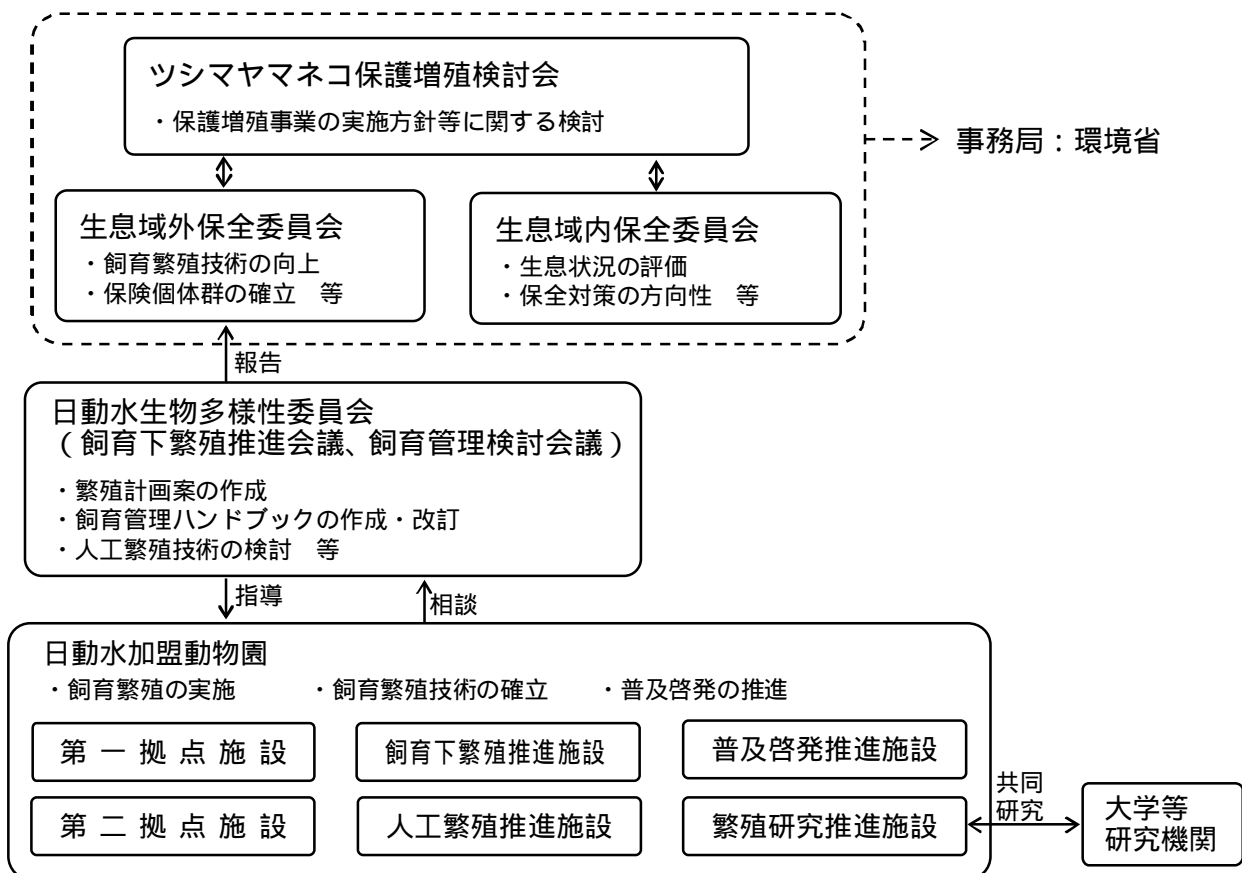
2) 協定に基づく生息域外保全事業の例

ツシマヤマネコ

経緯

- ・平成 8 年に保護されたツシマヤマネコを福岡市動物園で飼育開始
- ・平成 18 年以降、分散飼育園を増やし、現在 9 園で飼育中
- ・平成 25 年に日動水との連携による検討体制を強化し、各動物園の役割分担を明確化し、繁殖拠点施設に繁殖に適した個体を集めるなど計画的な飼育繁殖を実施
- ・平成 26 年度からは協定に基づく事業として実施

連携体制

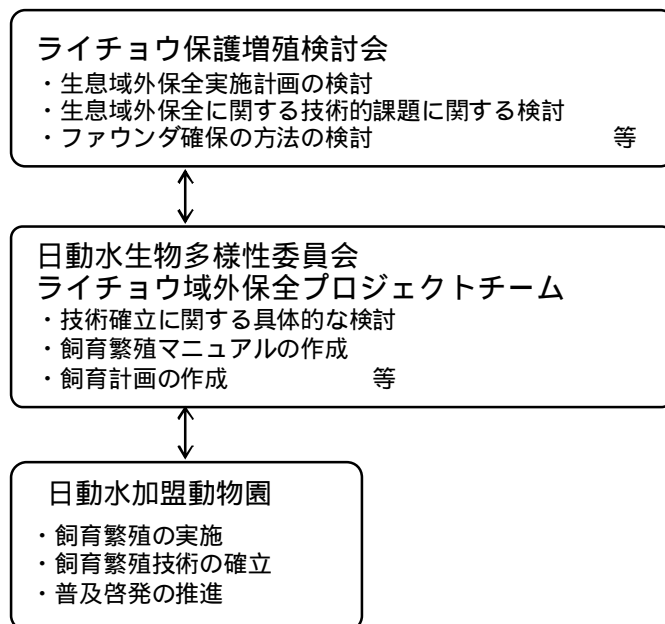


## ライチョウ

### 経緯

- ・昭和 38 年から平成 19 年まで大町山岳博物館でライチョウの飼育繁殖を実施
- ・平成 22 年から上野動物園で近縁亜種のスバルバルライチョウを飼育開始
- ・その後、複数の動物園でスバルバルライチョウの飼育繁殖に取り組み、現在は 8 園で飼育中
- ・平成 26 年 5 月に日動水生物多様性保全委員会の中にライチョウ域外保全プロジェクトチームを設置
- ・平成 26 年 11 月にライチョウ保護増殖検討会での検討を経てライチョウ生息域外保全実施計画を作成
- ・平成 27 年 6 月に乗鞍岳からライチョウの卵を採取し、上野動物園と富山市ファミリーパークで孵化及び飼育の取組を開始

### 連携体制



### (3) (公社)日本植物園協会による植物多様性保全事業

日本植物園協会では、植物園の責務と社会要請に応えるため、一部は、独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金の助成を受けて、植物の多様性保全活動に力を入れている。

#### 日本植物園協会の動き

植物園では古くから珍しい植物の収集や展示に力を入れてきたが、そうした植物の多くが絶滅危惧種であることに早くから気づき、日本植物園協会では 1992 年に「絶滅危惧植物対策委員会」を発足させた。絶滅危惧植物対策委員会による保有状況調査では、全国の加盟園において、あわせて 874 種類の絶滅危惧植物が保全されていることが明らかになった。2010 年には“絶滅危惧植物種の 60%を利用可能な状態で生息域外において保全する”という目標を達成し、新たに 2020 年に向けて活動している。

また、全ての園ではないものの、毎年、各園の分与可能な植物種子のリストと各園リストの合本を作成しており、その情報を介して海外の植物園も含めて交換等のやり取りを行っている。

#### 植物園のネットワーク

2010 年に向けた大きな目標を一つの植物園で達成することはできず、全国の植物園がそれぞれの得意な部分を分担・協力して活動することが不可欠であることから、日本植物園協会は、全国の各植物園が気候・地域・専門分野等の特色を活かしながら、連携して活動を行う「植物多様性保全拠点園ネットワーク」を 2006 年にスタートさせ、以下の活動を進めている。

##### 1. 保全の優先順位の明確化

何を優先して集めるかを明確にすることで効率的に保全を進めることができることから、日本植物園協会では環境省のレッドリストに挙げられている絶滅危惧種を保全の対象として、その危急度や植物園での保有個体数を考慮して独自に優先順位を決めている。

##### 2. 収集・保存

植物を収集する際には産地や生育環境等の記録が重要である。また、種子は低温で長期保存が可能のため保全に適している。日本植物園協会では、環境省の絶滅危惧植物の種子の収集・保存、植物の系統保存に関するマニュアル作成に協力するとともに、各地で市民を交えた技術講習会等を開催し、保全技術の向上に努めている。

##### 3. 普及・啓発

保全を進めるためには市民の理解を得ることも重要であり、市民団体等の協力を得て、絶滅危惧植物や生物多様性保全に関する企画展を各地の植物園で開催している。

日本植物園協会では、過去の展示の蓄積を活かして作成したパネルの貸出を行っているほか、「ふるさとの植物を守ろう～植物園と市民で進める絶滅危惧植物の保全」パンフレットを発行している。さらに、市民団体と植物園が緊密に連携して保全を進めるために、アンケートによる保全団体情報の収集、ニュースレターによる情報の発信、市民との協働による保全に関するシンポジウムやワークショップなどを開催している。

# 植物多様性保全拠点園 ネットワークの概要

## 拠点園のカテゴリー

### 地域野生植物 保全拠点園

気候や地域で全国をエリア分けし、地域の連携をはかって絶滅危惧植物の保全活動を推進します。














### 特定植物 保全拠点園

各植物園の得意とする植物群を優先席に収集・保存します。






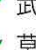






### 種子保存 拠点園

種子の長期保存と種子を使った保全を行います。

### 関東

-   国営武蔵丘陵森林公園都市緑化植物園
-   国立科学博物館筑波実験植物園
-    環境省新宿御苑
-  東京大学大学院理学系研究科附属植物園
-   東京大学大学院理学系研究科附属植物園日光分園
-  東京都神代植物公園
-   北里大学薬学部附属薬用植物園



### 近畿

-  大阪市立大学理学部附属植物園
-  六甲高山植物園
-   京都府立植物園
-   武田薬品工業(株)京都薬用植物園
-   草津市立水生植物公園みずの森
-   咲くやこの花館
-   摂南大学薬学部附属薬用植物園






### 中国

-   広島市植物公園








### 四国

-   高知県立牧野植物園




### 九州

-  熊本大学大学院薬学教育部薬用植物園
-  福岡市植物園
-  佐世保市亜熱帯動植物園
-   国営沖縄記念公園熱帯・亜熱帯都市緑化植物園

### 中部

-   新潟県立植物園
-   富山県中央植物園
-  名古屋市東山植物園
-   安城産業文化公園デンパーク

### 北海道

-   北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園
-  銀河庭園

### 東北

-   東北大学植物園

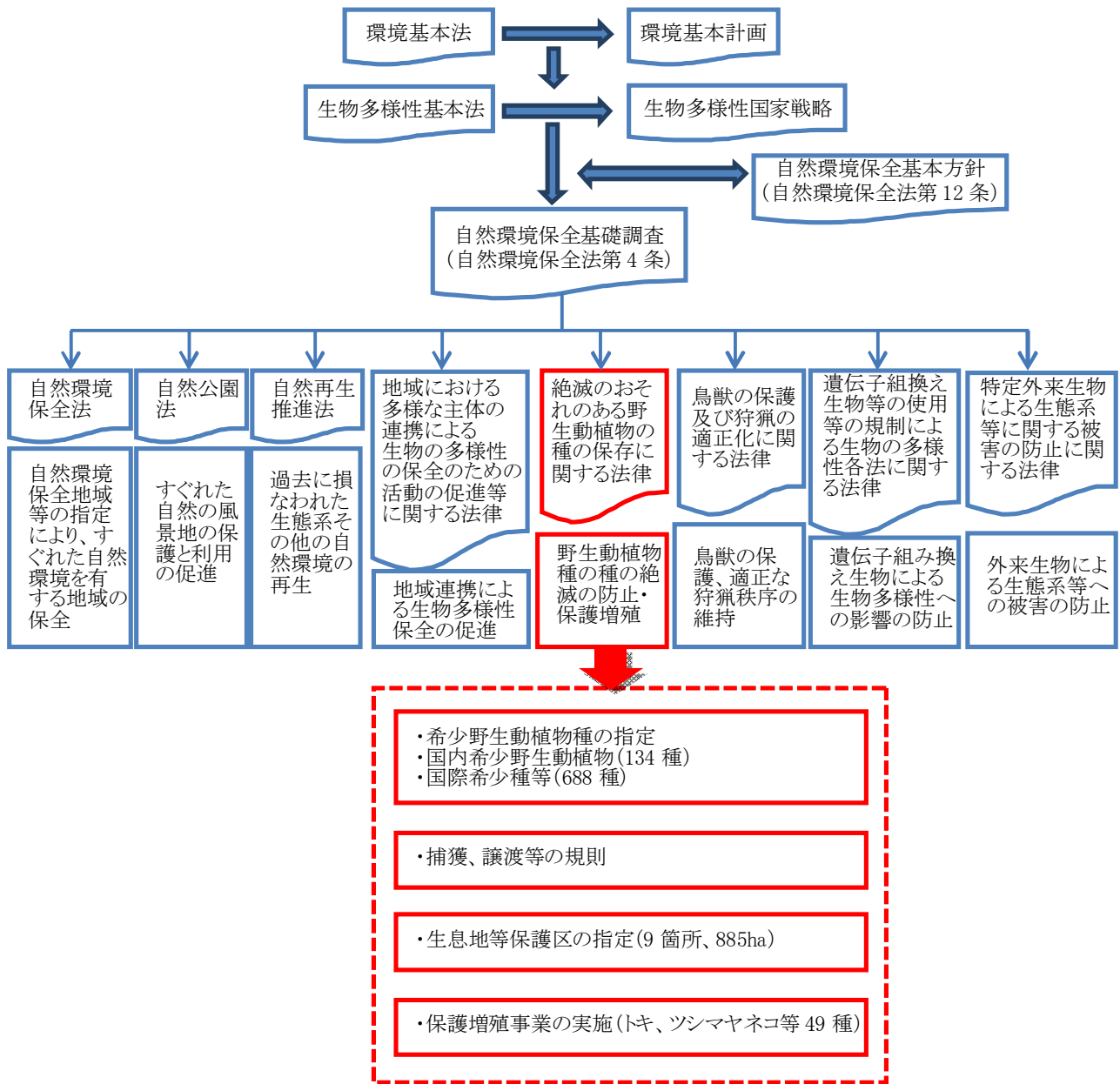
(4) 生物多様性保全の推進に関する基本協定

(公社)日本動物園水族館協会、(公社)日本植物園協会は、環境省自然環境局との間で「生物多様性保全の推進に関する基本協定」を、日動水は平成26年5月22日、日植協は平成27年6月25日に締結している。

生物多様性保全の推進に関する基本協定の主な内容

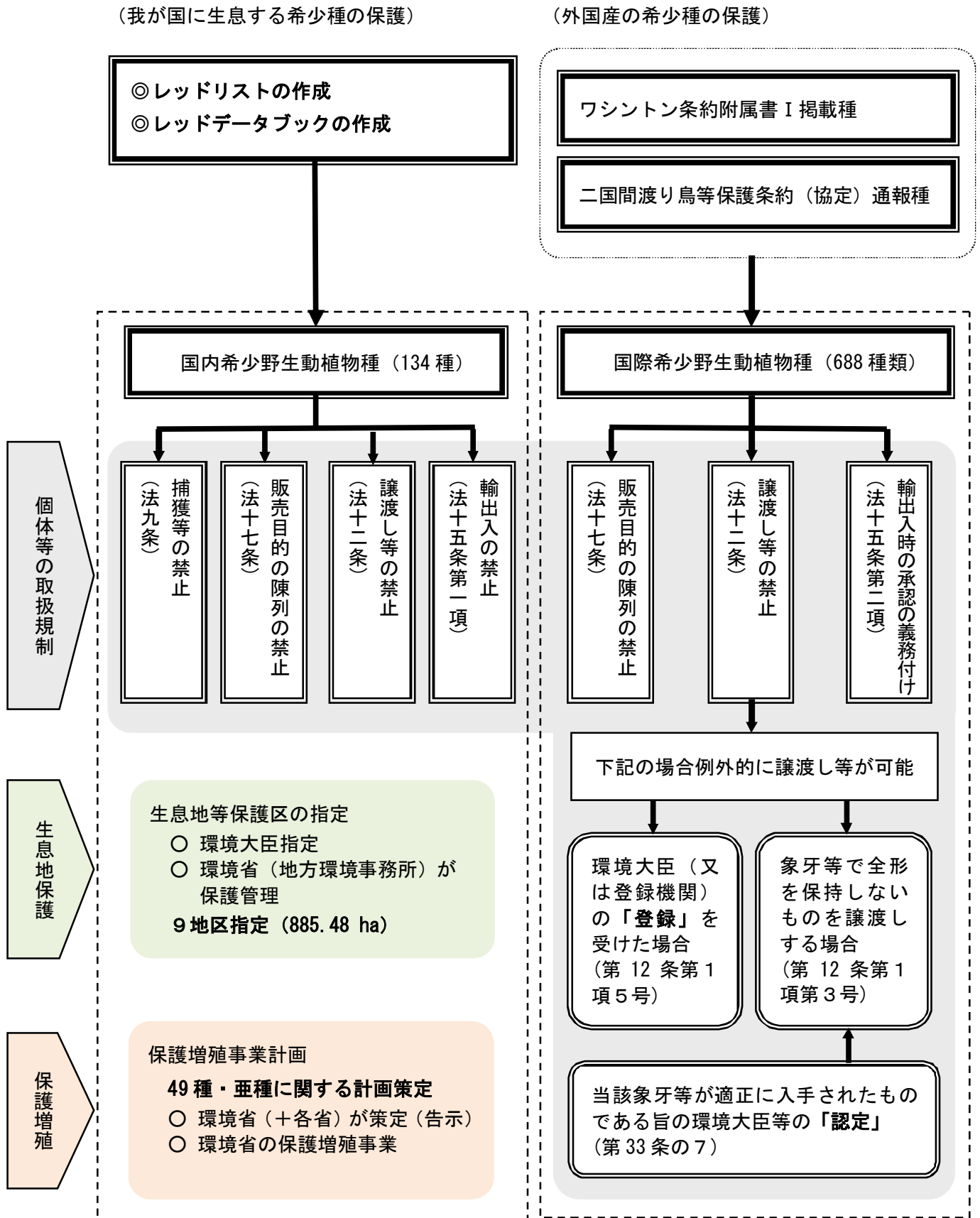
	(公社)日本動物園水族館協会	(公社)日本植物園協会
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>絶滅危惧種の生息域外保全及び外来種対策等に係る取組に関して一層の連携を図ることにより、我が国の生物多様性保全の一層の推進に資する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>絶滅危惧種の生息域外保全及び外来種対策等に係る取組に関して一層の連携を図ることにより、我が国の生物多様性保全の一層の推進に資する。</li> </ul>
連絡調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整会議を年に1回程度開催する。</li> <li>協定書に記載されている取組の実施状況報告と、必要に応じて取組の円滑な推進のための調整を行う。</li> <li>具体的な調整を図るため、必要に応じて関係担当者による会議を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整会議を年に1回程度開催する。</li> <li>協定書に記載されている取組の実施状況報告と、必要に応じて取組の円滑な推進のための調整を行う。</li> <li>具体的な調整を図るため、必要に応じて関係担当者による会議を開催する。</li> </ul>
絶滅危惧種の生息域外保全における連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>日動水と環境省は、生息域外保全方針に沿って、絶滅危惧種の生息域外保全の取組を連携して実施する。</li> <li>環境大臣等の定める保護増殖事業計画に基づく生息域外保全を実施しようとする場合には、日動水の生物多様性委員会を窓口として調整を行い、必要に応じて、環境省は文書で協力依頼する。</li> <li>日動水は、依頼があった場合には可能な範囲で協力し、正会員所属園館が生息域外保全を実施する場合は種の保存法に基づく確認又は認定を受けて実施する。</li> <li>日動水は、保護増殖事業計画に基づく生息域外保全の取組に係る調査研究の実施等について、環境省との協議の上、関係する大学、研究者等との調整を行う。</li> <li>日動水は、正会員所属園館における飼育実績等の生息域外保全実施状況に係る情報収集・整備を行い、環境省へ提供する。</li> <li>飼育下繁殖技術等の科学的知見が不足している分類群又は種を抽出し、類似種への応用性の高さや実現性等について協力して検討した上で、必要に応じて相互にその技術確立に協力する。</li> <li>生息域外保全方針に基づき、特定の絶滅危惧種(第2項の依頼があった種を除く)の生息域外保全を実施する場合、必要に応じて可能な範囲で相互の取組に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日植協と環境省は、生息域外保全方針に沿って、絶滅危惧種の生息域外保全の取組を連携して実施する。</li> <li>「世界植物保全戦略2010-2020」等を踏まえ、絶滅危惧種の生息域外保全に積極的に取り組むとともに、正会員園における絶滅危惧種の栽培実績等の生息域外保全実施状況に係る情報収集・整備を行い、環境省と共有、活用を図る。</li> <li>生息域外保全の一環として、絶滅危惧種の種子保存に連携して取り組む。</li> <li>栽培下での繁殖技術等の科学的知見が不足している分類群を抽出し、必要に応じて相互にその技術確立に協力する。</li> <li>日植協は、将来的な野生復帰を見据え、自生地情報や遺伝情報の整備に努め、環境省は必要に応じて協力する。</li> <li>絶滅危惧種の野生復帰、絶滅危惧種の保全に資する生物学的特性を解明する研究等を実施する場合、可能な範囲で相互の取組に協力する。</li> <li>環境省は、日植協の協力の下で、種の保存法で定める国内希少野生動物植物種の生息域外保全を実施しようとする場合、日植協の生物多様性保全委員会を窓口として調整を行い、必要に応じて、環境省は文書で協力依頼する。</li> <li>日植協は、依頼があった場合には可能な範囲で協力し、正会員園が保護増殖事業計画が策定されている種の生息域外保全を実施する場合は、種の保存法に基づく確認又は認定を受けて実施する。</li> <li>日植協と環境省は、相互に連携して、生息域外保全の取組に係る調査研究の実施等について、関係する研究機関、研究者等との調整を行う。</li> </ul>
外来種対策における連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>日動水と環境省は、行動計画策定以降は、これを踏まえ、外来種対策を連携して実施する。</li> <li>日動水は、侵略的外来種リストの掲載種の防除手法に対する専門的助言、侵略的外来種に関する調査研究及び同定への協力を必要に応じて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日植協と環境省は、行動計画を踏まえ、連携して外来種対策を推進する。</li> <li>日植協は、生態系被害防止外来種リストの掲載種の防除手法に対する専門的助言、調査研究への協力及び同定への協力を可能な範囲で行う。</li> </ul>
普及啓発その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>日動水、正会員所属園館、環境省は、絶滅危惧種の保全及び外来種に係る内容の生物多様性保全に資する普及啓発を実施する場合、必要に応じて相互の取組に協力する。</li> <li>本協定に定めた以外の生物多様性保全に資する活動を行おうとする場合も、相互に有する専門的知見の活用が有用と認めるときは可能な範囲で相互に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日植協、正会員園、環境省は、絶滅危惧種及び外来種に係る内容の普及啓発で生物多様性保全に資するものを実施する場合、必要に応じて相互の取組に協力する。</li> <li>本協定に定めた以外の生物多様性保全に資する活動を行おうとする場合も、相互に有する専門的知見の活用が有用と認めるときは可能な範囲で相互に協力する。</li> </ul>

参考資料 5 —生物多様性保全、種の保存に関連する法体系—



以下、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」、「絶滅のおそれのある野生動物の保全戦略」の概要を示す。

★ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）の概要



## 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略の概要

### 第1章 背景

- 平成23年度に絶滅のおそれのある野生生物種（絶滅危惧種）の保全状況を点検
- 「生物多様性国家戦略2012-2020」に絶滅危惧種の保全に関する戦略を作成することを記述
- 中央環境審議会の答申、種の保存法改正法の国会審議

### 第2章 目的

本保全戦略は、生物多様性国家戦略の国別目標C-2（絶滅危惧種の個体数の減少防止等）の達成に向けて、環境省として、我が国に生息する絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的として、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開について示す。

### 第3章 我が国の絶滅危惧種の現状と課題

#### 環境省レッドリスト

- 第4次レッドリスト（平成24年度公表）では、10分類群合計で3,597種の絶滅危惧種が掲載され、依然として深刻な状況。

#### 我が国の絶滅危惧種の保全

- 過去20年で、種の保存法をはじめ保全に関する法令等の制度の整備は進んできたが、制度の活用は不十分。
- 科学的知見や制度運用の体制が不足。
- 効果的な保全に向けて絶滅危惧種保全の優先順位が不明瞭。

#### 希少野生生物の国内流通管理

- 種の保存法改正により違法捕獲や違法取引の罰則が強化。
- 改正法施行後3年の法規定の検討に向けて、必要な調査や検討を継続して行う。

### 第4章 基本的考え方

- 保全の優先度の考え方: 種の存続の困難さと対策効果の視点で保全に取り組む種の優先度を決定。  
環境省が主導して取り組む場合には、全国レベルでの保全の必要性も考慮。
- 種の状況を踏まえた効果的な保全対策の考え方: 種の特性や減少要因を踏まえ対策を選定。  
生息・生育地での保全を基本とし、生息域外保全は補完として取り組む。
- 環境省における計画的な保全対策実施の考え方:

#### 【知見及び技術の集積と共有】

- ・科学的知見や保全に関する情報等の蓄積と各関係主体間の共有
- ・保全の進捗状況評価の仕組み整備

#### 【各種制度の効果的な活用】

- ・種の保存法による種指定の促進
- ・種の保存法以外の法令及び制度を効果的に活用

#### 【保全の体制等のあり方】

- ・人材や予算等の確保、関係主体の効果的な連携体制の整備
- ・普及広報による社会の理解や関心の促進

### 第5章 施策の展開

#### 1. 絶滅危惧種に関する情報及び知見の充実

- ① 絶滅危惧種の生態及び生息・生育状況に関する情報の整備等
- ② レッドリスト及びレッドデータブックの整備
- ③ 絶滅危惧種保全重要地域の抽出
- ④ 絶滅危惧種の保全状況の分析

#### 2. 絶滅危惧種の保全対策の推進

- ① 種の保存法による絶滅危惧種の保全
  - ・2020年までに300種の新規指定を目指す
- ② 他法令の保護地域の制度等の活用
- ③ 保護地域以外での保全の取組
- ④ 保全手法及び保全技術の開発と普及

#### 3. 多様な主体の連携及び社会的な理解の促進

- ① 多様な主体の連携
  - ・関係省庁や地方公共団体との適切な役割分担と協力体制の形成
  - ・保全の取組において、多様な主体との連携体制の検討
- ② 社会的な理解の促進
  - ・絶滅危惧種の保全に際して重要な考え方の普及
  - ・絶滅危惧種の危機の状況や保全の必要の幅広い広報



参考資料 6 動植物園等における希少野生動植物種の譲渡し等の状況

(1) 国内希少野生動植物種の譲渡し等の状況(平成 24 年度～平成 26 年度)

種名	許可申請・協議				通知・届出				合計
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計	
ツシマヤマネコ	3	2	1	6	1	5	1	7	13
イリオモテヤマネコ	0	0	0	0	0	4	3	7	7
アマミノクロウサギ	0	0	0	0	0	2	1	3	3
シジュウカラガン	1	0	1	2	0	1	0	1	3
エトビリカ	1	1	2	4	3	4	1	8	12
ウミガラス	1	0	0	1	2	0	1	3	4
アマミヤマシギ	2	1	0	3	0	2	1	3	6
コウノドリ	11	6	5	22	3	6	11	20	42
トキ	11	5	3	19	3	10	3	16	35
キンバト	0	1	0	1	1	2	1	4	5
アカガシラカラスバト	0	2	0	2	1	0	0	1	3
オオタカ	8	9	5	22	5	4	2	11	33
イヌワシ	1	16	4	21	0	2	0	2	23
オジロワシ	1	3	0	4	1	0	1	2	6
オオワシ	1	1	3	5	1	0	2	3	8
カンムリワシ	0	2	1	3	0	0	0	0	3
クマタカ	3	5	3	11	4	2	1	7	18
ハヤブサ	4	1	3	8	4	1	2	7	15
ライチョウ	0	0	0	0	2	2	1	5	5
タンチョウ	4	3	3	10	2	5	6	13	23
ヤンバルクイナ	0	1	1	2	2	2	1	5	7
アカヒゲ	1	1	0	2	0	0	0	0	2
ホントウアカヒゲ	0	1	0	1	0	1	1	2	3
ヤイロチョウ	0	1	0	1	0	1	0	1	2
オーストンオオアカゲラ	1	0	0	1	1	0	0	1	2
ノグチゲラ	0	0	0	0	0	1	1	2	2
アホウドリ	0	0	1	1	2	2	1	5	6
シマフクロウ	0	2	3	5	1	0	1	2	7
ワシミズク	0	0	2	2	1	0	0	1	3
キクザクザクヘビ	0	0	0	0	0	1	0	1	1
アユモドキ	2	2	4	8	1	4	3	8	16
イタセンバラ	3	0	1	4	0	3	1	4	8
スイゲンゼニタナゴ	2	2	2	6	1	0	1	2	8
ミヤコタナゴ	0	2	0	2	1	3	1	5	7
オガサワラハンミョウ	0	1	0	1	0	0	0	0	1
マルコガタノゲンゴロウ	0	0	0	0	0	1	0	1	1
シャープゲンゴロウモドキ	1	1	0	2	0	0	0	0	2
ヨナグニマルバネクワガタ	1	1	0	2	0	0	0	0	2
ヤンバルテナゴコガネ	0	0	0	0	1	3	2	6	6
ゴイシツバメシジミ	0	0	0	0	1	0	0	1	1
ヒョウモンモドキ	0	0	0	0	1	2	2	5	5
ベッコウトンボ	0	0	0	0	1	2	0	3	3
ヒメタニワタリ	1	0	0	1	0	0	0	0	1
コヘラチレン	1	0	0	1	0	0	0	0	1
ムニンツツジ	0	0	0	0	1	0	0	1	1
シマカコソウ	1	0	0	1	0	0	0	0	1
ムニンノボタン	0	0	0	0	1	0	0	1	1
アサヒエビネ	0	0	0	0	1	0	0	1	1
ホシツルラン	0	0	0	0	1	0	0	1	1
ココメキノエラン	1	0	0	1	0	0	0	0	1
クニガミトンボソウ	1	0	0	1	0	0	0	0	1
ウラジロコムラサキ	1	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	69	73	48	190	51	78	53	182	372

表中の数字は譲渡し等の件数。同一手続きに複数種が含まれる場合は、種別に再集計を行っている。

## (2) 国際希少野生動植物種の譲渡し等の状況(平成24年度～平成26年度)

種名	許可申請・協議				通知・届出				合計	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計		
インドガン	1	0	0	1	0	0	0	0	1	
アオガン	0	0	1	1	0	0	0	0	1	
ハワイガン	0	2	0	2	0	0	0	0	2	
カンムリツクシガモ	0	0	0	0	1	0	0	1	1	
コアシサシ	0	0	0	0	1	0	0	1	1	
ニシチベツセッケイ	0	0	0	0	1	0	0	1	1	
ソデグロツル	2	0	0	2	0	0	0	0	2	
ナベツル	0	2	1	3	2	1	0	3	6	
マナツル	0	3	4	7	0	2	2	4	11	
ヒガシノガン	0	0	0	0	1	0	0	1	1	
ヨーロッパヒゲウシ	1	0	0	1	0	0	0	0	1	
アメリカハクドウシ	0	1	0	1	0	0	0	0	1	
シベリアシロハヤブサ	0	0	0	0	1	0	0	1	1	
コキンチョウ	0	1	0	1	0	0	0	0	1	
マーゴール	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
スマトラカモシカ	0	0	0	0	2	0	0	2	2	
ゴーラル	0	0	0	0	2	0	0	2	2	
シロオリックス	2	1	4	7	2	2	0	4	11	
アラビアオリックス	1	0	0	1	0	0	0	0	1	
エルドシカ	0	0	0	0	1	0	0	1	1	
バビルサ	0	0	0	0	0	2	0	2	2	
レッサーパンダ	25	17	21	63	1	0	3	4	67	
オオカミ	シベリアオオカミ	0	0	0	0	0	1	1	1	
	ニホンオオカミ	0	0	0	0	1	1	2	2	
	オオカミ	4	1	0	5	3	0	3	6	11
ヤブイヌ	0	2	0	2	0	0	0	0	2	
チーター	6	2	5	13	0	4	4	8	21	
カラカル	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
インドライオン	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
ジャガー	1	0	2	3	1	0	3	4	7	
ヒョウ	3	0	2	5	1	0	2	3	8	
トラ	アムールトラ	0	0	0	0	2	0	2	2	
	ベンガルトラ	0	0	0	0	1	1	2	2	
	トラ	6	5	13	24	6	0	3	9	33
ベンガルヤマネコ	1	0	2	3	0	0	0	0	3	
ユキヒョウ	1	1	0	2	2	0	0	2	4	
カウウソ	1	3	0	4	1	0	0	1	5	
ニホンカウウソ	2	0	2	4	0	4	0	4	8	
ジャイアントパンダ	1	2	1	4	2	4	1	7	11	
マレーグマ	1	1	1	3	0	0	0	0	3	
メガネグマ	0	0	1	1	0	0	0	0	1	
ヒグマ	1	0	0	1	1	0	0	1	2	
アジアクロクマ	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
フサオネズミカンガルー(フサオネズミカンガルー属全種)	1	1	1	3	0	0	0	0	3	
クレビーシマウマ	4	0	3	7	1	1	0	2	9	
さい科全種	インドサイ	0	0	1	1	0	1	0	1	2
	クロサイ	1	0	1	2	2	0	0	2	4
	シロサイ	1	0	0	1	2	0	0	2	3
	さい科	0	0	2	2	0	0	0	0	2
マレーバク	2	1	2	5	0	0	1	1	6	
ゲルディモンキー	0	0	0	0	0	2	0	2	2	
ライオンタマリン属全種	0	0	0	0	0	1	0	1	1	
ワタボウシタマリン	1	6	3	10	0	1	0	1	11	
ダイアナモンキー	1	3	0	4	0	2	1	3	7	
シシオザル	6	1	0	7	0	2	0	2	9	
マンドリル	5	2	2	9	0	4	0	4	13	
テングザル	0	0	0	0	0	2	0	2	2	
ハヌマンラングール	0	0	0	0	1	2	0	3	3	
ハイロネズミキツネザル(こびときつねざる科全種)	0	0	0	0	0	2	0	2	2	
アイアイ	0	0	0	0	0	1	0	1	1	
小計	82	58	75	215	39	43	30	112	327	

表中の数字は譲渡し等の件数。同一手続きに複数種が含まれる場合は、種別に再集計を行っている。

種名	許可申請・協議				通知・届出				合計	
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	合計	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	合計		
ゴリラ	ゴリラ	0	0	0	0	0	2	0	2	2
	ニシゴリラ	0	0	0	0	0	0	1	1	1
チンパンジー(チンパンジー属全種)		2	3	3	8	5	7	0	12	20
スマトラオランウータン		0	0	0	0	0	0	1	1	1
オランウータン	オランウータン	2	2	0	4	0	3	0	3	7
	ボルネオオランウータン	0	0	0	0	0	0	1	1	1
てながざる科全種	シロテテナガザル	2	2	3	7	0	4	1	5	12
	フクロテナガザル	1	1	0	2	0	4	1	5	7
きつねざる科全種	アカエリマキキツネザル	0	1	0	1	0	0	0	0	1
	エリマキキツネザル	3	3	1	7	0	6	2	8	15
	クロキツネザル	0	0	1	1	0	2	0	2	3
	シロクロエリマキキツネザル	0	0	0	0	1	0	0	1	1
	チャイロキツネザル	0	0	0	0	0	2	0	2	2
	ブラウンキツネザル	0	0	1	1	0	0	0	0	1
	ワオキツネザル	6	8	12	26	0	5	2	7	33
スローロリス属(スローロリス属全種)		2	2	4	8	0	0	0	0	8
アジアゾウ	インドゾウ	0	1	0	1	3	0	0	3	4
	アジアゾウ	0	2	1	3	0	0	1	1	4
アフリカゾウ	アフリカゾウ	1	1	1	3	1	4	0	5	8
	マルミミゾウ	0	0	0	0	0	1	0	1	1
ぞう科		0	0	2	2	0	1	0	1	3
ホオアカトキ		1	1	1	3	1	0	0	1	4
キンミノバト		0	0	0	0	1	0	0	1	1
オオサイチョウ		0	0	1	1	0	0	0	0	1
アンデスコンドル		0	1	2	3	0	0	0	0	3
カッシュクカケイ		1	0	0	1	1	0	0	1	2
ニジキジ		0	0	0	0	1	0	0	1	1
コサンケイ		3	1	6	10	0	0	0	0	10
サンケイ		0	0	0	0	1	0	0	1	1
バラワンコクジャク		1	0	0	1	0	0	0	0	1
ミカドキジ		0	0	0	0	1	0	0	1	1
オグロツル		0	1	0	1	0	0	0	0	1
カンムリシロムク		1	3	1	5	0	0	0	0	5
キタタキ		0	0	0	0	1	0	0	1	1
シロビタイムジオウム		1	0	0	1	0	0	0	0	1
オオハタン		0	0	0	0	1	0	0	1	1
キエリボウシインコ		3	1	0	4	1	0	0	1	5
フジロボウシインコ		1	0	0	1	0	0	0	0	1
ヒワゴンゴウインコ		0	1	0	1	0	0	0	0	1
ゴンゴウインコ		0	0	3	3	0	0	0	0	3
ミドリゴンゴウインコ		0	0	4	4	0	0	0	0	4
ヒスイインコ		0	0	0	0	0	2	0	2	2
ダーウィンレア		0	0	0	0	1	0	0	1	1
フンボルトペンギン		8	8	9	25	6	4	7	17	42
ヨウスコウワニ		0	2	0	2	0	0	0	0	2
クチビロカイマン		1	0	0	1	1	0	2	3	4
アメリカワニ		0	0	0	0	0	0	1	1	1
アフリカクチチガワニ		0	0	0	0	0	0	1	1	1
イリエワニ		1	0	0	1	0	2	2	4	5
シャムワニ		0	0	0	0	0	0	1	1	1
コビトワニ		0	0	0	0	1	0	0	1	1
ガビアルモドキ		0	0	0	0	0	0	1	1	1
ガビアル		0	0	0	0	0	2	0	2	2
コモドオオカゲ		0	0	0	0	1	0	0	1	1
うみがめ科全種	アオウミガメ	0	0	0	0	2	2	0	4	4
	タイマイ	4	1	3	8	1	5	0	6	14
ハミルトンクサガメ		0	1	0	1	0	0	0	0	1
カチューガ		0	1	0	1	0	0	0	0	1
小計		45	48	59	152	32	58	25	115	267

表中の数字は譲渡し等の件数。同一手続きに複数種が含まれる場合は、種別に再集計を行っている。

種名	許可申請・協議				通知・届出				合計	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計		
マダガスカルホシガメ	2	0	7	9	0	0	0	0	9	
ガラバゴスゾウガメ	1	0	0	1	0	0	0	0	1	
ビルマホシガメ	0	0	1	1	0	0	0	0	1	
クモノスガメ	2	0	0	2	0	0	0	0	2	
オオサンショウ ウオ属全 種	オオサンショウウ オ	6	1	0	7	4	4	7	15	22
	オオサンショウウ オ属	0	1	5	6	1	0	5	6	12
アジアアロワナ	0	2	0	2	0	0	0	0	2	
シーラカンス 属全種	シーラカンス	0	0	0	0	1	1	1	3	3
	シーラカンス属	1	1	3	5	1	0	1	2	7
アレクサンドラトリバネアゲハ	0	0	0	0	0	0	4	4	4	
ルソンカラスアゲハ	0	0	0	0	0	1	0	1	1	
小計	12	5	16	33	7	6	18	31	64	
合計	139	111	150	400	78	107	73	258	658	

表中の数字は譲渡し等の件数。同一手続きに複数種が含まれる場合は、種別に再集計を行っている。

参考資料 7 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律における譲渡し規制について

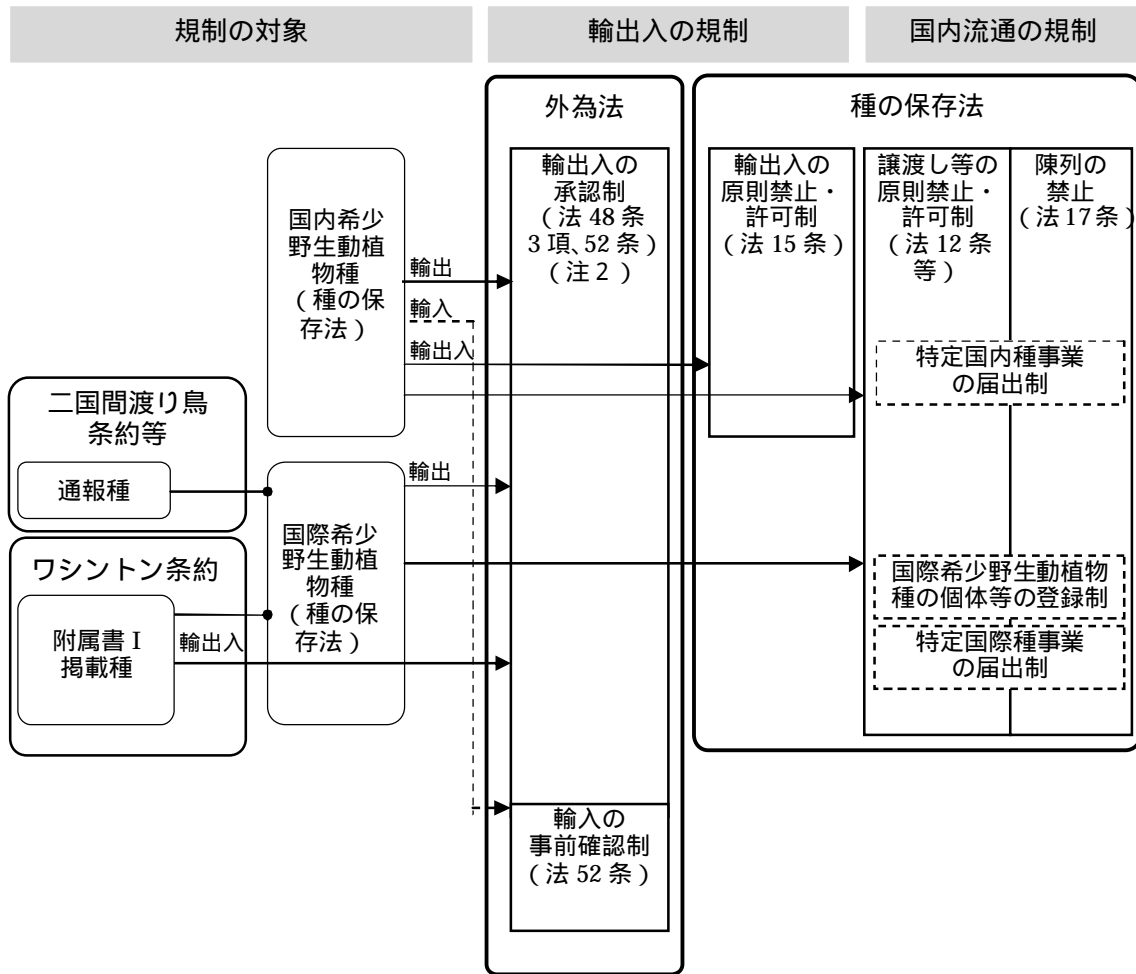


図 1 国内/国際希少野生動植物種の譲渡し等の規制制度の概要

- 注 1 本図は、制度全体の理解のために外為法及び種の保存法の規定を大幅に簡略化して作成したものであって、必ずしも正確なものではない。なお、図中の点線は一部のものを示す。
- 注 2 ワシントン条約附属書 I 掲載種を輸出入する場合には、輸出入の承認のほか輸出許可書・輸入許可書が必要となる。
- 注 3 二国間渡り鳥条約通報種は、輸入に際して税関に書類を提出する必要がある。

希少野生生物の国内流通管理に関する点検とりまとめ報告書  
 希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議 平成 24 年 3 月を一部改変

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 関連条文

(譲渡し等の禁止)

第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る譲渡し等をする場合
  - 二 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合
  - 三 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であって本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの(以下「原材料器官等」という。)並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定器官等」という。)の譲渡し等をする場合
  - 四 第九条第二号に規定する場合に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品の譲渡し等をする場合  
\* 第九条第二号：生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として環境省令で定める場合
  - 五 第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の譲渡し等をする場合
  - 六 希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であって環境省令で定める場合
  - 七 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合
- 2 環境大臣は、前項第六号又は第七号の環境省令を定めようとするときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)施行規則

(譲渡し等の禁止の適用除外)

第五条 法第十二条第一項第六号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために譲渡し等をする場合
- 二 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として譲渡し等をする場合
- 三 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第四条に規定する検察官の職務として譲渡し等をする場合
- 四 第三十七条第一項第一号口の規定により捕獲等をした生きている個体の譲渡し等をする場合
- 五 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)第三十六条の規定に基づき、収容された生きている個体の譲渡し等をする場合
- 六 次に掲げる行為に伴って譲渡し等をする場合
  - イ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第一条に規定する砂防工事を行うこと。
  - ロ 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項に規定する海岸保全区域の管

- 理を行い、又は同法第二条第一項 に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。
- 八 地すべり等防止法第三条第一項 に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第二条第四項 に規定する地すべり防止工事を行うこと。
- 二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項 に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第八条 に規定する河川工事を行うこと。
- ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項 に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第二条第三項 に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
- へ 森林法第四十一条第三項 に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法 に基づくばた山崩壊防止工事を行うこと。
- ト 文化財保護法第二十七条第一項 の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項 の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第百九条第一項 の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第百十条第一項 の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第九十二条第一項 に規定する埋蔵文化財を調査すること。
- チ 第一条の二第四号ウに掲げる行為
- 七 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の譲渡し等をする場合であつて次に掲げる行為に伴うもの
- イ 砂防法第二条 の規定により指定された土地以外の土地において同法第一条 に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
- ロ 河川法第六条第一項 に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項 に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
- ハ 雪崩の防止のための工事を行うこと又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
- 二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項 に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項 に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。
- ホ 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第三号 に規定する公共下水道、同条第四号 に規定する流域下水道又は同条第五号 に規定する都市下水路（以下「下水道」という。）を設置し、又は管理すること。
- へ 道路を設置し、又は管理すること。
- 2 法第十二条第一項第七号 の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 大学における教育又は学術研究のために譲渡し等をする場合
- 二 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第四章 の規定による業務に伴って譲渡し等をする場合
- 三 文化財保護法第二十七条第一項 の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項 の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項 に規定する埋蔵文化財、同法第百九条第一項 の規定により指定され、若しくは同法第百十条第一

項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為に伴って譲渡し等をする場合

- 四 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したものの（第三項において「博物館相当施設」という。）が、当該施設における繁殖又は展示のために譲渡し等をする場合
- 五 土地の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りに伴い当該土地に生育している個体の譲渡し等をする場合
- 六 非常災害のため必要な応急措置として譲渡し等をする場合
- 七 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に基づき適法に捕獲（殺傷を含む。）された個体又は当該個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合
- イ *Ursus arctos*（ヒグマ）
- ロ *Ursus thibetanus*（アジアクロクマ）
- 八 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第六十七条第一項の規定による指示に従って採捕された個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合
- イ *Balaena mysticetus*（ホッキョククジラ）
- ロ *Eubalaena*属（セミクジラ属）全種
- ハ *Balaenoptera musculus*（シロナガスクジラ）
- ニ *Megaptera novaeangliae*（ザトウクジラ）
- ホ *Eschrichtius robustus*（コククジラ）
- ヘ *Caperea marginata*（コセミクジラ）
- ト *Neophocaena phocaenoides*（スナメリ）
- チ *Berardius arnuxii*（ミナミツチクジラ）
- リ *Hyperoodon*属（トックリクジラ属）全種
- ヌ 令別表第二の表二の第一の三のホの（2）又は（3）に掲げる種
- 九 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって繁殖させたものの譲渡し等をする場合
- イ *Chinchilla*属（チンチラ属）全種
- ロ *Lophophorus impejanus*（ニジキジ）
- ハ *Lophura swinhoii*（サンケイ）
- ニ *Syrmaticus ellioti*（カラヤマドリ）
- ホ *Syrmaticus mikado*（ミカドキジ）
- ヘ *Struthio camelus*（ダチョウ）
- ト 令別表第二の表二の第二の（1）（2）（4）（7）から（9）まで、（11）から（13）まで又は（18）に掲げる種
- 十 第七号から第九号までに掲げるもの（以下この号及び第九条において「適法捕獲等個体」という。）の器官又は適法捕獲等個体若しくはその器官の加工品の譲渡し等をする場合



- 3 第一項第四号又は前項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に規定する譲受け又は引取りをした者は、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出る（国の機関、地方公共団体、公立の大学、公立博物館又は博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては、環境大臣に通知する）ものとする。

（譲渡し等の許可）

第十三条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者（前条第一項第二号から第七号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く。）は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。

3 環境大臣は、前項の申請に係る譲渡し等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

一 譲渡し等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二 譲受人又は引取人が適切な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により譲受け又は引取りに係る個体等を種の保存のため適切に取り扱うことができないと認められること。

4 第十条第四項の規定は第一項の許可について、同条第九項の規定は第一項の許可を受けて譲受け又は引取りをした者について、前条第二項の規定は第一項の環境省令の制定又は改廃について準用する。この場合において、第十条第九項中「その捕獲等に係る個体」とあるのは、「その譲受け又は引取りに係る個体等」と読み替えるものとする。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）施行規則

（譲渡し等の目的）

第六条 法第十三条第一項の環境省令で定める目的は、教育の目的、希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的とする。

（譲渡し等の許可の申請）

第七条 法第十三条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二 譲渡し等をしようとする個体等に係る次に掲げる事項

イ 種名

ロ 生きている個体、卵、はく製その他の標本、個体の器官、個体の器官の加工品又はその他の個体等の区分（個体の器官又はその加工品にあってはその区分及び名称）

ハ 数量

ニ 所在地

三 譲渡し等をする目的

四 譲渡し等をする相手方の住所、氏名及び職業（相手方が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

五 譲渡し等をする際の輸送方法（生きている個体の場合に限る。）

- 六 譲渡し等をする予定時期
  - 七 譲渡し又は引渡しをしようとする者にあつては、当該譲渡し又は引渡しをする個体等  
を取得した経緯
  - 八 譲受け又は引取りをしようとする者であつて当該譲受け又は引取りをした個体を飼養  
栽培しようとするものにあつては、当該個体を飼養栽培しようとする場所の所在地、飼  
養栽培施設の規模及び構造並びに飼養栽培の取扱者の住所、氏名、職業及び飼養栽培に  
関する経歴
- 2 希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者であつて次の各号に掲げるものは、  
それぞれ当該各号に定める書類を、前項の申請書に添付しなければならない。
- 一 希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しをしようとする者 当該個体等の写真
  - 二 希少野生動植物種の個体の譲受け又は引取りをしようとする者であつて当該個体を飼養  
栽培しようとするもの 飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

(輸出入の禁止)

- 第十五条 **特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等**は、輸出し、又は  
輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的で  
するものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支  
障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。
- 2 **特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸出し、又は輸入**しよう  
とする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項 又  
は第五十二条の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）施行規則

(認定書の交付の申請)

- 第八条 令第三条第一項第二号の認定書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載  
した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の  
氏名及び主たる事業）
  - 二 輸出しようとする個体等に係る次に掲げる事項
    - イ 種名
    - ロ 生きている個体、卵、はく製その他の標本、個体の器官、個体の器官の加工品又は  
その他の個体等の区分（個体の器官又はその加工品にあつてはその区分及び名称）
    - ハ 数量
    - ニ 所在地
    - 三 輸出の目的
    - 四 仕向地
    - 五 輸出の相手方の住所、氏名及び職業（相手方が法人の場合にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
  - 六 輸送の方法（生きている個体の場合に限る。）
  - 七 輸出の予定時期
  - 八 輸出しようとする個体等を取得した経緯

- 九 輸出した個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、その場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造
- 十 輸出の目的を達成した後の個体等の取扱い
- 2 前項の申請書には、次の各号のいずれかに該当する書類を添付しなければならない。
  - 一 法第十条第五項 若しくは第七項 の規定により交付を受けた許可証の写し又は法第十三条第一項 の許可を受けたことを証する書類
  - 二 前号に掲げる書類を添付し難い場合にあっては、当該個体等を適法に取得したことを証する書類

(陳列又は広告の禁止)

第十七条 希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告をしてはならない。ただし、特定国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等、第九条第二号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合は、この限りでない。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）施行規則

(陳列又は広告の禁止の適用除外)

第九条 法第十七条 の環境省令で定める場合は、適法捕獲等個体若しくはその器官又はこれらの加工品の陳列又は広告をする場合とする。

(個体等の登録)

第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの(以下この章において「登録要件」という。)に該当するもの(特定器官等を除く。)の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録(次条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十八条第三号において「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 登録を受けようとする個体等の種名
- 三 登録を受けようとする個体等に係る次に掲げる区分
  - イ 個体
  - ロ 個体の器官
  - ハ 個体の加工品
  - ニ 個体の器官の加工品
- 四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

3 環境大臣は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、登録票を交付しなければならない。

- 4 前項の登録票（以下この節において「登録票」という。）には、第二項第三号イからニまでに掲げる区分ごとに環境省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 登録をした個体等の種名
  - 二 登録をした個体等の形態、大きさその他の主な特徴
  - 三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
- 5 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る第二項第三号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けることができる。
- 6 環境大臣は、前項の変更登録をしたときは、その申請をした者に対し、変更後の登録票を交付しなければならない。
- 7 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録票に係る第四項第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録票を環境大臣に提出して、登録票の書換交付を受けることができる。
- 8 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、登録票でその個体等に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。
- 9 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、第二項第一号に掲げる事項に変更を生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三十日を経過する日までの間に環境大臣にその旨を届け出なければならない。
- 10 第十二条第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）施行令  
（個体等の登録の要件）

第四条 法第二十条第一項 の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- 一 本邦内において繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。
- 二 別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であること。
- 三 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条 の許可を受けて輸入された個体（当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）器官（当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。
  - イ 商業的目的で繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。
  - ロ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。

八 別表第六の種名の欄に掲げる種ごとに、それぞれ同表の個体群の欄に掲げる個体群の区分に応じ、同表の個体等の欄に定める個体等（当該個体群に属する個体又はその個体から生じた器官等に限る。）であること。

（登録個体等及び登録票等の管理等）

第二十一条 登録又は事前登録（以下この章において「登録等」という。）に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票又は前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証（以下この章において「登録票等」という。）を備え付けておかななければならない。ただし、第二十条第五項の変更登録又は同条第七項の登録票の書換交付の申請をしたときは、その申請に係る処分があるまでの間は、その個体等に係る登録票の写しを備え付けておくことをもって足りる。

2 登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその広告をするときは、その個体等について登録等を受けていることその他環境省令で定める事項を表示しなければならない。

3 登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等の譲渡し等は、その個体等に係る登録票等とともにしなければならない。

4 登録票等は、その登録票等に係る国際希少野生動植物種の個体等とともにする場合を除いては、譲渡し等をしてはならない。

5 登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをした者（事前登録を受けた者から、その事前登録に係る原材料器官等に係る前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証とともにその原材料器官等の譲受け又は引取りをした者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日（事前登録に係る原材料器官等の譲受け又は引取りをした者にあつては、三月）を経過する日までの間に環境大臣にその旨を届け出なければならない。

（特定国内種事業の届出）

第三十条 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この節及び第六十二条第一号において「特定国内種事業」という。）を行おうとする者（次項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定国内希少野生動植物種

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令、農林水産省令で定める事項

2 特定国内種事業のうち加工品に係るものを行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び加工品の種別に応じて政令で定める大臣（以下この節において「特定国内種関係大臣」という。）に届け出なければならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令で定める事項

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又は特定国

内種事業を廃止したときは、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

- 4 第一項及び前項に定めるもののほか、これらの規定による届出に関し必要な事項は、環境省令、農林水産省令で定める。
- 5 第三項の規定は第二項の規定による届出をした者について、前項の規定は第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第三項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

(特定国内種事業を行う者の遵守事項)

第三十一条 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、その特定国内種事業に関し特定国内希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをするときは、その個体等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、次に掲げる事項についてその譲渡人又は引渡人から聴取しなければならない。

- 一 その個体等が、繁殖させた個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品(次号において「繁殖に係る個体等」という。)であるか又は捕獲され、若しくは採取された個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品(第三号において「捕獲又は採取に係る個体等」という。)であるかの別
  - 二 その個体等が繁殖に係る個体等であるときは、繁殖させた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 三 その個体等が捕獲又は採取に係る個体等であるときは、捕獲され、又は採取された場所並びに捕獲し、又は採取した者の氏名及び住所
- 2 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。
  - 3 前二項の規定は、前条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは、「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)施行令

(国内希少野生動植物種等)

第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「法」という。)第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下同じ。)とする。

- 2 法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。
- 3 法第四条第五項の特定国内希少野生動植物種は、別表第三に掲げる種とする。